

(第三部) 參議院法務委員會會議錄第十七号

国第
二百八
会回

令和四年六月十日（金曜日）
午後一時開会

午後一時開会

委員の異動
六月八日

故堂茂君

六月十日 辞任
正昭君 準欠選任
石川 博崇君 富島 喜文君
下野 六太君

辞任 福岡 宮島 下野 六太君 資麿 喜文君 羽生田 俊君 敏之君 博司君
補欠選任 山本 足立

出席者は左のとおり

○法務及び司法行政等に関する調査 (名古屋出入国在留管理局における被収容者の)

社会に復帰できるよう、再犯がないように様々な取組をされていることを改めて認識させていただきました。

- (入管収容施設における医療体制に関する件)
- (インターネット上の誹謗中傷対策に関する件)
- (難民認定制度に関する件)
- (技能実習制度に関する件)
- (仮放免に関する件)

○委員長(矢倉克夫君)　ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、堂故茂君及び石川博崇君が委員を辞任され、その補欠として下野六太君及び宮島嘉文君が選任されました。

○委員長(矢倉克夫君) 政府参考人の出席要求に
関する件についてお諮りいたします。
刑法等の一部を改正する法律案外一案の審査の
ため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、警
察庁長官房審議官住友一仁君外六名を政府参考人
として出席を求め、その説明を聴取することに
御異議ございませんか。

○委員長(矢倉克夫君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたしました。

○委員長(矢倉克夫君) 刑法等の一部を改正する法律案及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案の両案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います
○山下雄平君　自由民主党の山下雄平です。
私、今回の法改正の審議に合わせて、地元の佐賀少年刑務所を視察してまいりました。出所後に

令和四年六月十日（金曜日）
午後一時開会
○法務及び司法行政等に関する調査
（名古屋出入国在留管理局における被収容者の
真山 勇一君
下野 六太君

社会に復帰できるよう、再犯がないように様々な取組をされていることを改めて認識させていただきました。

今回の法改正案に含まれている刑事収容施設法改正案には、受刑者に対する社会復帰支援の規定が盛り込まれています。この改正案が施行されると、出所・社会復帰に向けてどういった対応が変わるのでしょうか。大臣のお考えをお聞かせください。

○國務大臣(古川禎久君)　受刑者が円滑に社会復帰をするためには、受刑中から改善更生の意欲を喚起して社会生活に適応する能力の向上を図ることもとより、釈放後の生活を見据えて関係機関と連携した支援を行うことが重要だというふうに考えております。

刑事施設におけるものは、これまでにも就労支援の取組を行ってきたところですけれども、しかし、現行のこの刑事収容施設法には明文での根拠規定は置かれておりませんでした。そこで、今回の法改正では、刑事収容施設法において、刑事施設の長の責務として社会復帰支援を行うことを明確に規定することによって、関係機関との連携を強化し、受刑者に対する社会復帰支援の取組を一層推進するこ

○山下雄平君 佐賀少年刑務所で大変驚いたの
ものでござります。

は少年という名称ながら高齢の受刑者がかなりいたということです。最高齢は七十九歳、七十年代が十二人、六十代が十七人ということでした。その中には身体的な機能が低下している人もいると思われます。

○政府参考人(川原隆司君) 様が科された場合、そうした高齢者にも刑法上の作業義務が課されているというふうな認識でよいのでしょうか、お聞かせください。

現行法の懲役は、刑法第十二条第二項におきまして、刑事施設に拘置して所定の作業を行わせるに規定され、全ての懲役受刑者に作業を行わせなければならぬものとされております。

したがいまして、御指摘のような受刑者につきましても、刑法上は作業を行わせなければならぬと解されるところでございます。

○山下雄平君 では、作業ができないほどの高齢者にはどう対応しているのでしょうか、お聞かせください。

○政府参考人(佐伯紀男君) お答えいたします。

高齢受刑者の中には、体力や認知機能の低下などにより他の受刑者と行動を合わせることが困難な方というのも含まれております。このような事情を勘案しまして、例えば、作業時間を一定程度短縮をしたり、実際に実施可能な程度の軽作業を指定するなどの配慮を行つてあるところでございます。

○山下雄平君 実際には、全く多分作業ができるような高齢の方もいらっしゃると思います。体の自由が利かなくなつた高齢者には実質的には作業を課すことが難しいという現実を踏まえると、今回の法改正により懲役と禁錮を拘禁刑に一本化するという意義をどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

○政府参考人(川原隆司君) お答えいたします。

懲役において行わせる作業は、改善更生、再犯防止のための重要な処遇方法でありますが、刑法上、御指摘の高齢受刑者を含め、いざれの懲役受刑者に対しましても一定の時間を作業に割かなければならぬことから、例えば社会適応に必要な知識、能力を付与する改善指導など、個々の受刑者の特性に応じた指導等の実施に必要な時間を確保することが困難な場合があります。そのたれに応じた柔軟な処遇は禁錮受刑者の改善更生、再犯防止にも資すると考えられるところでございます。

そこで、個々の受刑者の特性に応じ、作業と指導とをベストミックスした処遇を行うことができるよう拘禁刑を創設し、改善更生を図るために必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行なうことができると定めることとするものでございます。

○山下雄平君 私が伺つた佐賀少年刑務所においても、決して多くはない人員体制で様々な取組を行なつっていました。

社会復帰を促すための教育の充実は教育の専門スタッフ始め職員体制を拡充することが不可欠

だというふうに考えますけれども、今後の職員体制充実にどう取り組んでいかれるのか、考えをお聞かせください。

○政府参考人(佐伯紀男君) 今回の法改正は、受刑者の特性を把握し、処遇への動機付けを適切に行なうとともに、個々の受刑者の問題性に応じた処遇を進め、受刑早期から円滑な社会復帰を見据えた指導や支援についてこれまで以上にきめ細かに対応していくことをするものでございます。

これまでも主として改善指導、それから教科指導等を担当する教育専門官の配置につきましては順次拡大してきたところではございますが、今後、御指摘のとおり、専門スタッフの確保という

のがますます重要になるものと認識してございま

す。法改正の趣旨を踏まえまして、受刑者の改善

指導の充実に向けて、関係機関の理解を得ながら

度々取り上げられておりますけれども、侮辱罪に

ならないければ何を言つてもいいというわけではな

いというふうに思つております。その点で、私が

三月の法務委員会で取り上げました交通事故の被

害者に対する損害保険会社による精神的な二次被

害ということについても、非常に私は大切なこと

だというふうに思つております。

その際、金融庁は、損害保険界に対して被害者や

その御家族の心情に寄り添つた対応を促してまい

ります。

○政府参考人(有泉秀君) お答え申し上げます。

委員の御指摘を踏まえまして、金融庁におきま

考える方もいらっしゃるかもしませんが、私は社会復帰に向けて非常に意義のある活動だというふうに思います。

篤志面接委員の活動は基本的にはボランティアによる拘禁刑を創設し、改善更生を図るため、必

要な作業を行わせ、又は必要な指導を行なうことができる」と定めることとするものでございます。

○山下雄平君 私が伺つた佐賀少年刑務所においても、決して多くはない人員体制で様々な取組を行なつっていました。

社会復帰を促すための教育の充実は教育の専

門スタッフ始め職員体制を拡充することが不可欠

だというふうに考えますけれども、今後の職員体

制充実にどう取り組んでいかれるのか、考えをお

聞かせください。

○政府参考人(佐伯紀男君) 今回の法改正は、受

刑者の特性を把握し、処遇への動機付けを適切に行なうとともに、個々の受刑者の問題性に応じた処

遇を進め、受刑早期から円滑な社会復帰を見据えた指導や支援についてこれまで以上にきめ細かに

対応していくことをするものでございます。

これまでも主として改善指導、それから教科指

導等を担当する教育専門官の配置につきましては

順次拡大してきたところではございますが、今

後、御指摘のとおり、専門スタッフの確保という

のがますます重要になるものと認識してございま

す。法改正の趣旨を踏まえまして、受刑者の改善

指導の充実に向けて、関係機関の理解を得ながら

度々取り上げられておりますけれども、侮辱罪に

ならないければ何を言つてもいいというわけではな

いというふうに思つております。その点で、私が

しては、精神的な二次被害について交通事故被害者の団体の方から直接意見を伺う機会を設けるなど、実情の把握に努めてきたところでございま

す。その上で、日本損害保険協会に対しまして、被

害者の方やその御家族の心情面に寄り添つた対応

を促してきたところでございまして、その結果、

民間の篤志家であります篤志面接委員、これは

民間の篤志家であります篤志面接委員、これは

篤志面接委員としての御功績により

まして、令和三年度で見ますと、三名の方が叙勲

を、十四名の方が褒章をそれぞれ受章されており

ます。また、法務省といたしましても、令和三年

度に二十五名の方に対しまして法務大臣表彰を行

なっています。

○山下雄平君 是非とも、そうした方々は、自分

たちがやつて良かつたというふうに思つてもらえ

るような対応をお願いしたいというふうに思つて

おります。

刑法改正案の審議ではこの侮辱罪というものが

度々取り上げられておりますけれども、侮辱罪に

ならないければ何を言つてもいいというわけではな

いというふうに思つております。その点で、私が

三月の法務委員会で取り上げました交通事故の被

害者に対する損害保険会社による精神的な二次被

ある対応をお願いしたいというふうに思つております。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○真山勇一君 立憲民主・社民会派の真山勇一です。

今、山下委員の方から佐賀少年刑務所の話が出ましたけれども、実は、今回の刑法改正に当たって、先日、御存じのように、法務委員会のメンバーの皆さんと一緒に、私たちは川越少年刑務所を視察しました。

が、刑期十年未満の男子受刑者が収容されている
ということです。原則として年齢二十六歳未満と
いうふうなことだそうです。ですから、佐賀少年
刑務所、高齢者の方が多いという話でしたけれど
も、こちらも少年刑務所というよりはむしろ青少
年刑務所と呼んだ方が適切というような話もあり
ました。

施設では、日々の作業とともに、社会復帰への道筋をつけてのもう本当に様々な職業訓練も行われているのを見ることはできました。この施設でやつぱり受刑者がどう過ごしているのかというところなんですかけれども、お配りした資料を見ていただきたいのですが、視察に行かれた方は私と同じくらいの資料をいただいています。川越少年刑務所からいただいた資料の中にある一ページ、受刑者の一日の生活という表です。

今回の改正で導入されることになります、拘禁といふことに変わりますね、懲役か。そして、改善更生のためのことが、様々なことが行われるわけですが、そのための施設の整備なども少しづつ準備がもう進められているというようなふうに聞きました。

受刑者の一日の生活、今これが現在ですけれども、平日と矯正指導日というふうにここには出でていますが、こうしたこと、この一日の、どう変わらるかということなんですが、これが、現在とこの新たな刑法改正、これがもし導入されるということ

とになりますと、どの辺りがどんなふうに具体的に変わつてくるのかということをちょっと伺わせ

ていただきたいと思います。
○国務大臣(古川禎久君) お答えいたします

現行法の下では、懲役受刑者は一定の時間を必ず作業に割くこととされております。しかし、今

回の拘禁刑の創設によりまして、個々の受刑者の特性に応じて作業や指導などを組み合わせた柔軟な処遇が可能となります。

受刑者の日々のスケジュールにつきましては、法改正後も全体的な枠組みを変更することは予定しておらず、一方で、このシステム

ショールの中にあります矯正処遇の実施という時間がございますが、この部分につきましては、法改正の趣旨を踏まえて、個々の受刑者の特性に応じて作業や指導などに割り当てる時間を適切に配分して柔軟な処遇ができるよう、内容などの工夫をしてまいりたいと考えております。

○國務大臣(古川禎久君) そのとおりでございま
す。 中で行うというふうに理解してよろしいんですね。

○真山勇 今回の改正で、大臣もお答えになりましたけれども、やはりこれまでなかなか被害者本人それから家族などに対するその心情、これについてのやつぱり対応が十分でなかつたから、これからは十分にしていきたいというふうなお答えもありましたけれども、この中では、どんなところでどんなふうな形でそれが導入されるのか、伺わせてください。

○真山勇一君 現状より改正によってそういう面に重点が置かれるのかどうか、あるいは同じようなことなのか、その辺りはいかがでしよう。

○國務大臣(古川禎久君) この矯正処遇に当たり

ましては、個々の受刑者ごとに刑事施設の長が処遇要領を策定しております。法改正後は、被害者

等の心情等を考慮することが刑事施設の長の責務となりますから、この処遇要領上の達成すべき矯

正処遇の目標に被害者等の心情等の理解に関する内容を盛り込むこととなります。

この制度の具体的な運用につきましては現在検討中でござりますけれども、矯正処遇の目標の達成に向けた取組としましては、例えば、現在も実施しておりますけれども、被害者の視点を取り入れた教育の時間数を増やして受刑期間全体を通じて動きいなさを行なうことなどといふ、職員による巡回

面接を通じて被害者等から聴取した内容を受刑者に伝え、被害者等の心情を考えさせる時間設けることなどを検討しているところであります。いずれにしても、受刑者が自身の犯した罪と真摯に向き合って、真の反省につながるよう、これも、悔悟の情と改善更生の意欲を持つことができて働きながら仕事をして貢献する職員の個別的待遇を充実させていくことが、今後は重要な課題であると考えています。

るよう、各取組を一層推進していく」と、このように考へております。

今現在やられているわけですけれども、お話をされると、多少これが非常に柔軟に対応するようになつてくるということで、是非、やはりその更生へ向けて、社会復帰へ向けて、そのときにやはり被害者に対する気持ちというのも持ちながら社会復帰をしていく。そうでないと、また再犯して戻つてきちゃうようなことになるから、二度としてはいけないんだということは、やはり被害者にどれだけ寄り添えるかということに大きく影響されるのではないかかというふうに思つております。

刑者の、入っている人たちにとつてはこれは非常に大事な日常生活ですので、是非教育も含めてしっかりと計画を立てていただきたいと思います。

いただいてもなかなか、その表現の自由が本当に脅かされることがないのかという懸念がなかなか

消えません。そうしたことについて少し追加の質問をさせていただきたいというふうに思うんで

す。
まず、その侮辱罪の法定刑引上げについて法制

審議会の刑事法部会で議論をされたということですね。その議論が結局二回だけだった、大臣も二回やりましたとお答えになりましたけれども、それで決まってしまったということなんですね。

先日の参考人の皆さんのお話の中からも、この部会、部会の委員たち、委員の皆さんは専門家として

か実務者が多いんで非常に議論が充実してきて、もうそれで決まったということをおっしゃつていたんですが、私はやっぱり、これ名簿を見て、憲法学者が入つていないと、いう点です。やはり、大臣もおっしゃったように、表現の自由といふのは憲法でも保障された大事な問題であるといふにおっしゃっているにもかかわらず、この

か。 刑事法部会に憲法学者、専門家とか実務者は入っているのは分かるんですが、憲法学者が入っていない。何で憲法学者を加えなかつたんでしょう

○国務大臣(古川頼久君) お答えいたします。
法制審議会の総会は、憲法学者が委員として任命されております。侮辱罪の法定刑の引上げに関する諮問につきましては、まず総会において調査審議が行われ、後、部会における調査審議を経て、そして改めて総会において部会での議論を紹介した上で調査審議が行われ、そして答申案の採択に至った、こういう経緯でございまして、総会における議論は部会での議論を踏まえて憲法学者も加わった上で行われたというふうに承知をいたしております。

法制審議会の部会におきましては、この部会には憲法学者は加わってはいないのですけれども、この分野に精通をした刑事法研究者も交えて、侮辱罪と表現の自由との関係を中心に集中的な議論が行われております。

具体的には、第一回会議におきましては、憲法の保障する表現の自由の重要性を踏まえて、侮辱罪の法定刑を引き上げることと正当な表現行為との関係について各委員、幹事から様々な御意見が述べられ、第二回会議におきましては、これらの御意見を踏まえ、論点を整理しつつ更なる議論が行われたところでございまして、全体を通じて活発な議論が行われたところであります。このようないく充実した議論を経た上で、第二回会議におきまして本諮問に対する議論は全くされたと認められたことから、全ての委員、幹事が同意をした上で部会としての意見の取りまとめが行われたものでございます。

このように、法制審議会におきましては、表現の自由との関係、特にこれ重要ですので、表現の自由との関係に焦点を当てて、刑事罰と憲法上の基本的人権との関係に精通した研究者の方による充実した御議論がなされており、したがいまして、十分な議論が尽くされたものと、このように考えております。

○真山勇一君 よくその経過分かりましたけれども、やっぱりそれ、今大臣がおっしゃったような議論はなされたというふうな大臣の御説明でしたけれども、やはり肝腎のその具体的に決めるところでは憲法学者が入っていなかつたという点はちょっと、私はその辺はやり方問題があるんじやないかななどというふうに感じておりますので、是非こういう問題やるときには、やはりその大事な一番集中的に議論をやるところでやはりそのそれぞれの専門の方を是非入れてやるべきではないかということを申し上げておきたいというふうに思っております。

それから、今回のインターネット上の誹謗中傷

対策、これが改正の目的ということなんですけれども、今回のその法定刑を引き上げることでインターネット上の誹謗中傷事案、これは減るというふうに考えておられるでしょうか。減ると考えておられるなら、その根拠はどういうことか、説明をお願いしたいと思います。

○**國務大臣(古川禎久君)** 一般に、刑罰には、犯罪を犯した者を処罰することによって社会の一般の人を威嚇し、警戒させて、犯罪から遠ざからせる一般予防の機能があるとされているところであります。

法定刑の引上げに伴う威嚇力を科学的に定量的にお示しするということは事柄の性質上困難でございますけれども、侮辱罪の法定刑を引き上げ、厳正に対処すべき犯罪であるという評価を示すことで、その威嚇力によって侮辱罪に該当する行為を抑止する効果はあるというふうに考えておりまして、法制審議会の部会におきまして、侮辱罪の法定刑の引上げによる抑止力について事務当局から同様の説明を行い、そのような理解を前提として調査審議が行われ、これに関し、刑法学者である幹事から、法定刑の引上げは、飲酒運転が特にそうであったように、絶大な効果を国民の規範意識に対して持つており、実際に件数を引き下げる具体的例がある旨の意見が述べられた、こういう意見が述べられたということを御紹介をさせていただきます。

○**真山勇一君** それからもう一つ、やっぱり今回の改正で当然やつていくべきかなというふうに思つておりますインターネット上の誹謗中傷の事案の中で、公のものでなくて、一対一、まあ例えばLINEだとかそういうものなんですねけれども、そうしたものはやはりかなり今多くなつているわけですから、その中で、誹謗中傷あるいは侮辱ということが今回の改正案の対象にはなつていません。

○**國務大臣(古川禎久君)** お答えいたします。

侮辱罪は、人の外部的名譽、社会的名譽を保護法益とするものでありまして、公然と人を侮辱することが要件とされておりますため、公然性の要件を満たさない場合には、今回の法改正が行われました後においても侮辱罪の処罰対象とはなりません。一対一で行われる公然性のない誹謗中傷を侮辱罪の処分対象とすることは、ただいま申し上げました侮辱罪の保護法益と整合性を欠くという問題があります。適当ではないというふうに考えております。

また、処分対象とならない事案であっても、被害に遭われた方からの人権相談への対応など、行政的な諸施策を推進していくことが重要であるというふうに考えております。

○真山勇一君 今、最後の大臣のおつしやつたこと、大事だと思うんですね。一対一、公然性なくとも、やはり被害遭った方、言われた方は、かなりいろいろな意味でダメージを受ける、心理的にも大きな被害を受けるということがあつて、実際、公然と行われていなかつたけれども、言われた方あるいは誹謗中傷された方は、ダメージといふのは公然と行われるのと同じぐらいやはり被害を受けるということだつてあるわけですね。

ですから、やっぱりそういう、実際に公然とならないとしても、それを的確につかんでやはり抑止していくことは大事だと思うんで、それには是非大事な点なんでもう一回、是非やっていただきたいと思います。

○国務大臣(古川慎久君) その公然性の要件を満たさない場合には侮辱罪の处罚対象にはなりませんけれども、しかし、この处罚対象とはならない事案であつても、被害に遭われた方を救済するため行政的な諸施策を推進していくことが重要だというふうに考えています。

例えば、法務省におきましては、人権相談への対応と/orバライター等に対する投稿の削除要請などを行つておりますけれども、これは引き続き関係省庁や関係機関とも連携しながらしっかりと進めていくべき事柄であると、進めていきました

いというふうに考えていて、
○真山勇一君 それから、インターネットという
性格上、一対一でやっていたものも、ある日突然
公然性を持つ形になるわけですね。これはもう
本当に一瞬にしてひっくり返るわけですから、や
はりその辺にも十分心してこの対応を是非やつて
いただきたいということを改めて申し上げたい。
この辺がしつかりしないと今回の法改正の意味が
私はやっぱりないんじやないかと、そういう気さ
えしておりますので、それを申し上げておきたい
というふうに思います。

それから、いわゆる公人、つまり政治家とか公
務員などですね、こうした公人にに対する侮辱とい
うのは、政府の統一見解というのを私、何度も読み
直してもなかなか分かりにくいくらいですけれども、
どんな場合でも公人に対しては罪に問われないと
いうふうなことでよろしいんでしょうか。

○國務大臣(古川禎久君) 表現の自由は、これは
もう憲法に保障された極めて重要な権利でござい
まして、これが不當に制限されるということとは
あつてはならないと、これはもう当然のことだと
いうふうに考えております。

公正な論評といった正当な表現行為につきまし
ては、仮に相手の社会的評価を低下させる内容で
あつても、刑法第三十五条の正当行為として違法
性が阻却され、処罰されないと考えられます。こ
のことは今回の法改正によって何ら変わることは
ございません。

犯罪の成否は、それこそこれは収集された証拠
に基づいて事案ごとに判断されるべき事柄であり
ますから、政治家や公務員などの公人に対するも
のを含めて、いかなる場合が刑法第三十五条の正
当行為に該当するかについてこの場で確定的なお
答えをするということは、これは難しいということ
を御理解いただきたいと思います。

その上で、その上で、御指摘に関しましては、
法制審議会の部会におきまして、政治家や公職の
候補者に対する論評は処罰しない旨の規定を設け
ることを検討すべし、すべきではないかとの意見

もありました。この点につきましては、仮に公務員を保護の客体から外すこととなると、あからさまにうそを前提として公務員を侮辱した場合でも処罰しないこととなり、刑法第二百三十条の二とも矛盾するし、なぜ公務員であれば虚偽の事実を前提として侮辱してよいこととなるのか理解できない、政治家というだけでカテゴリーカルに全て侮辱罪の対象外とするのは行き過ぎではないかといつた問題が指摘されたところでございます。

○真山勇一君 よく分かります。やっぱり侮辱罪というのがどういうものかというのは、それはとてもこういうものだと決められないということはよく分かりますけれども。

それでは、その侮辱罪だというふうなことですね、それを誰がどのような状況で決めるということが考えられるんでしょうか。

○政府参考人(川原隆司君) お答えいたします。

個別の事案におきまして最終的に侮辱罪が成立するか否かということになりますと、これは刑事手続において決めるものでございますので、基本的に捜査機関が収集された証拠に基づきまして起訴された事案であるならば、これを、この事件、当該事件を審理する裁判所において最終的に侮辱罪の成否を確定すると、そういうことになります。

○真山勇一君 例えば、集会ですかでモですか、そういうものを例に取ると、そこで例えば侮辱罪に該当するような事案があつたということでも、当該の事案を審理する裁判所において最終的に侮辱罪の成否を確定すると、そういうことになります。

○國務大臣(二之湯智君) その特定の行為が侮辱罪に当たるかどうかや、あるいは侮辱罪に当たつてその場で被疑者を逮捕するかどうかについては、非常に個別の事案の具体的な事実関係に即して判断がなされるものであります、この場で具体的にお答えすることは非常に困難だと、このよ

うに考えております。

○真山勇一君 二之湯委員長、先日の委員会で、その辺りの判断をするのは誰かという質問があつて、それに対して現場の警察官であるというふうにお答えになつたんですが、これはそういう解釈でよろしいですか。

○政府参考人(大賀眞一君) どのような犯罪でありますても、現行犯逮捕という場合には、判断をするのは逮捕者であるというふうに考えておりま

す。

○政府参考人(大賀眞一君) どのように考

えますか。

○政府参考人(大賀眞一君) その辺どういうふうにお考

えになります。

○政府参考人(大賀眞一君) どういったふうに考

えますか。

○政府参考人(大賀眞一君) どういったふう

<p>法改正の趣旨などについて丁寧な説明や周知に努めていきたいというふうに考えています。</p> <p>○委員長(矢倉克夫君) 時時間が参りました。</p> <p>○真山勇一君 やっぱり今大臣がおつしやったように、この政府統一見解、これ非常に大事な内容が記されているというふうに私も思います。それから、この精神を生かすのはやっぱり現場たど思ふんですね。それ現場に徹底しないと、幾ら作つても現実に違つて起きてしまうということが心配されます。</p> <p>是非、この表現の自由ということは憲法にも保障されている、繰り返しになりますが、これをやはり現場にも徹底させて、これは是非二之湯国家公安委員長にもお願ひしたいというふうに、時間がなくなりましたので、それだけお願ひして私の質問、じや、一言どうぞ。</p> <p>○委員長(矢倉克夫君) じゃ、二之湯国家公安委員長、一言、手短にお願いいたします。</p> <p>○国務大臣(二之湯智君) 法務大臣がおつしやつたとおりでございますけれども、侮辱罪に関しては、表現の自由の重要性に配慮しつつ、より慎重な運用を図つてまいりたいと思います。</p> <p>○真山勇一君 ありがとうございます。終わります。</p> <p>○安江伸夫君 公明党の安江伸夫です。</p> <p>○國務大臣(二之湯智君) 公明党の安江伸夫君であります、更生緊急保護の対象者の拡大について確認をさせていただきます。</p> <p>今回、更生保護法八十五条一項六号が改正をされ、訴追を必要としないため公訴を提起しない処分を受けた者から、検察官が直ちに訴追を必要としないと認めた者に改められることとなります。</p> <p>ここで言う検察官が直ちに訴追を必要としないと認めた者の意義と、またその改正の趣旨について確認をさせてください。</p> <p>○政府参考人(宮田祐良君) 御指摘の改正部分でそれとも、更生緊急保護の対象者の類型に、検察官が罪を犯したと認めた者のうち、公訴を提起する処分も公訴を提起しない処分も受けていない、いわゆる処分保留で釈放された者を追加する</p>	<p>法改正の趣旨などについて丁寧な説明や周知に努めていきたいというふうに考えています。</p> <p>○委員長(矢倉克夫君) 時時間が参りました。</p> <p>○真山勇一君 やっぱり今大臣がおつしやったように、この政府統一見解、これ非常に大事な内容が記されているというふうに私も思います。それから、この精神を生かすのはやっぱり現場たど思ふんですね。それ現場に徹底しないと、幾ら作つても現実に違つて起きてしまうということが心配されます。</p> <p>是非、この表現の自由ということは憲法にも保障されている、繰り返しになりますが、これをやはり現場にも徹底させて、これは是非二之湯国家公安委員長にもお願ひしたいというふうに、時間がなくなりましたので、それだけお願ひして私の質問、じや、一言どうぞ。</p> <p>○委員長(矢倉克夫君) じゃ、二之湯国家公安委員長、一言、手短にお願いいたします。</p> <p>○国務大臣(二之湯智君) 法務大臣がおつしやつたとおりでございますけれども、侮辱罪に関しては、表現の自由の重要性に配慮しつつ、より慎重な運用を図つてまいりたいと思います。</p> <p>○真山勇一君 ありがとうございます。終わります。</p> <p>○安江伸夫君 公明党の安江伸夫です。</p> <p>○國務大臣(二之湯智君) 公明党の安江伸夫君であります、更生緊急保護の対象者の拡大について確認をさせていただきます。</p> <p>今回、更生保護法八十五条一項六号が改正をされ、訴追を必要としないため公訴を提起しない処分を受けた者から、検察官が直ちに訴追を必要としないと認めた者に改められることとなります。</p> <p>ここで言う検察官が直ちに訴追を必要としないと認めた者の意義と、またその改正の趣旨について確認をさせてください。</p> <p>○政府参考人(宮田祐良君) 御指摘の改正部分でそれとも、更生緊急保護の対象者の類型に、検察官が罪を犯したと認めた者のうち、公訴を提起する処分も公訴を提起しない処分も受けていない、いわゆる処分保留で釈放された者を追加する</p>
<p>法改正の趣旨などについて丁寧な説明や周知に努めていきたいというふうに考えています。</p> <p>○委員長(矢倉克夫君) 時時間が参りました。</p> <p>○真山勇一君 やっぱり今大臣がおつしやったように、この政府統一見解、これ非常に大事な内容が記されているというふうに私も思います。それから、この精神を生かすのはやっぱり現場たど思ふんですね。それ現場に徹底しないと、幾ら作つても現実に違つて起きてしまうということが心配されます。</p> <p>是非、この表現の自由ということは憲法にも保障されている、繰り返しになりますが、これをやはり現場にも徹底させて、これは是非二之湯国家公安委員長にもお願ひしたいというふうに、時間がなくなりましたので、それだけお願ひして私の質問、じや、一言どうぞ。</p> <p>○委員長(矢倉克夫君) じゃ、二之湯国家公安委員長、一言、手短にお願いいたします。</p> <p>○国務大臣(二之湯智君) 法務大臣がおつしやつたとおりでございますけれども、侮辱罪に関しては、表現の自由の重要性に配慮しつつ、より慎重な運用を図つてまいりたいと思います。</p> <p>○真山勇一君 ありがとうございます。終わります。</p> <p>○安江伸夫君 公明党の安江伸夫です。</p> <p>○國務大臣(二之湯智君) 公明党の安江伸夫君であります、更生緊急保護の対象者の拡大について確認をさせていただきます。</p> <p>今回、更生保護法八十五条一項六号が改正をされ、訴追を必要としないため公訴を提起しない処分を受けた者から、検察官が直ちに訴追を必要としないと認めた者に改められることとなります。</p> <p>ここで言う検察官が直ちに訴追を必要としないと認めた者の意義と、またその改正の趣旨について確認をさせてください。</p> <p>○政府参考人(宮田祐良君) 御指摘の改正部分でそれとも、更生緊急保護の対象者の類型に、検察官が罪を犯したと認めた者のうち、公訴を提起する処分も公訴を提起しない処分も受けていない、いわゆる処分保留で釈放された者を追加する</p>	<p>法改正の趣旨などについて丁寧な説明や周知に努めていきたいというふうに考えています。</p> <p>○委員長(矢倉克夫君) 時時間が参りました。</p> <p>○真山勇一君 やっぱり今大臣がおつしやったように、この政府統一見解、これ非常に大事な内容が記されているというふうに私も思います。それから、この精神を生かすのはやっぱり現場たど思ふんですね。それ現場に徹底しないと、幾ら作つても現実に違つて起きてしまうということが心配されます。</p> <p>是非、この表現の自由ということは憲法にも保障されている、繰り返しになりますが、これをやはり現場にも徹底させて、これは是非二之湯国家公安委員長にもお願ひしたいというふうに、時間がなくなりましたので、それだけお願ひして私の質問、じや、一言どうぞ。</p> <p>○委員長(矢倉克夫君) じゃ、二之湯国家公安委員長、一言、手短にお願いいたします。</p> <p>○国務大臣(二之湯智君) 法務大臣がおつしやつたとおりでございますけれども、侮辱罪に関しては、表現の自由の重要性に配慮しつつ、より慎重な運用を図つてまいりたいと思います。</p> <p>○真山勇一君 ありがとうございます。終わります。</p> <p>○安江伸夫君 公明党の安江伸夫です。</p> <p>○國務大臣(二之湯智君) 公明党の安江伸夫君であります、更生緊急保護の対象者の拡大について確認をさせていただきます。</p> <p>今回、更生保護法八十五条一項六号が改正をされ、訴追を必要としないため公訴を提起しない処分を受けた者から、検察官が直ちに訴追を必要としないと認めた者に改められることとなります。</p> <p>ここで言う検察官が直ちに訴追を必要としないと認めた者の意義と、またその改正の趣旨について確認をさせてください。</p> <p>○政府参考人(宮田祐良君) 御指摘の改正部分でそれとも、更生緊急保護の対象者の類型に、検察官が罪を犯したと認めた者のうち、公訴を提起する処分も公訴を提起しない処分も受けていない、いわゆる処分保留で釈放された者を追加する</p>
<p>法改正の趣旨などについて丁寧な説明や周知に努めていきたいというふうに考えています。</p> <p>○委員長(矢倉克夫君) 時時間が参りました。</p> <p>○真山勇一君 やっぱり今大臣がおつしやったように、この政府統一見解、これ非常に大事な内容が記されているというふうに私も思います。それから、この精神を生かすのはやっぱり現場たど思ふんですね。それ現場に徹底しないと、幾ら作つても現実に違つて起きてしまうということが心配されます。</p> <p>是非、この表現の自由ということは憲法にも保障されている、繰り返しになりますが、これをやはり現場にも徹底させて、これは是非二之湯国家公安委員長にもお願ひしたいというふうに、時間がなくなりましたので、それだけお願ひして私の質問、じや、一言どうぞ。</p> <p>○委員長(矢倉克夫君) じゃ、二之湯国家公安委員長、一言、手短にお願いいたします。</p> <p>○国務大臣(二之湯智君) 法務大臣がおつしやつたとおりでございますけれども、侮辱罪に関しては、表現の自由の重要性に配慮しつつ、より慎重な運用を図つてまいりたいと思います。</p> <p>○真山勇一君 ありがとうございます。終わります。</p> <p>○安江伸夫君 公明党の安江伸夫です。</p> <p>○國務大臣(二之湯智君) 公明党の安江伸夫君であります、更生緊急保護の対象者の拡大について確認をさせていただきます。</p> <p>今回、更生保護法八十五条一項六号が改正をされ、訴追を必要としないため公訴を提起しない処分を受けた者から、検察官が直ちに訴追を必要としないと認めた者に改められることとなります。</p> <p>ここで言う検察官が直ちに訴追を必要としないと認めた者の意義と、またその改正の趣旨について確認をさせてください。</p> <p>○政府参考人(宮田祐良君) 御指摘の改正部分でそれとも、更生緊急保護の対象者の類型に、検察官が罪を犯したと認めた者のうち、公訴を提起する処分も公訴を提起しない処分も受けていない、いわゆる処分保留で釈放された者を追加する</p>	<p>事上の手続等による身体の拘束を解かれた者の改善更生のために必要な限度で行う援助的、福祉的な措置としていることとおりまして、遵守事項を設定して指導監督を行うといった保護観察とは異なる制度でございます。</p> <p>○國務大臣(古川禎久君) 申出があつた場合において、御指摘いただきましたとおり、その対象となる人の保護の実施の障害要因となつてはいる場合がございまます。そのため、公訴を提起しない処分を受けたことを更生緊急保護を受ける要件から除くこととするものでございます。</p> <p>○安江伸夫君 ありがとうございます。</p> <p>今御説明いただいたとおりでございますが、いわゆる処分保留者につきましても更生緊急保護の対象者としていることで、より適時適切、また柔軟な改善更生を図ることが期待されるということで、当然積極的にこの点評価をしたいと存じます。</p> <p>他方ででございますが、今回のその改正につきましては、検察官の影響力を不当に増大させるのではないかとの懸念が日本弁護士連合会から指摘されているところでございます。すなわち、検察官が被疑者を処分保留とした後に、実質的に保護観察所の長に対し働きかけをして、その後の被疑者の態度がその内容に沿わないものである場合には最終的に起訴処分を行うこととなるのではないか、そしてこれは、実質的に検察官の判断で一種の刑罰の性格を帯びる処遇を強要させることになるのではないかとの御指摘であります。また、これは無罪推定の原則にも反するのではないかといつた懸念も示されているところでございます。</p> <p>検察官は、処分時までに収集した証拠に基づき終局処分を行なうわけですが、いわゆる処分保留で釈放された被疑者を含めまして、更生緊急保護の開始の可否や内容を判断するのは、御指摘のとおり、あくまでも保護観察所の長でございます。検察官から意見があつたとしましても、保護観察所の長の判断を拘束するものでございません。</p> <p>検察官は、処分時までに収集した証拠に基づき終局処分を行なうわけですが、いわゆる処分保留で釈放された被疑者を含めまして、更生緊急保護の開始の可否や内容を判断するのは、御指摘のとおり、あくまでも保護観察所の長でございます。検察官から意見があつたとしましても、保護観察所の長の判断を拘束するものでございません。</p> <p>したがいまして、御指摘の検察官の影響力を不當に増大させるのではないかとの指摘、懸念は当たらないものと考えております。今回の法改正によって、思想犯を労働や指導で思想改造することを可能にする法案であるとの指摘がございました。</p> <p>○安江伸夫君 今のお答弁のとおりの運用をお願いしたいと思います。</p> <p>手続きまして、思想信条の自由との関係性についても確認をさせていただきたいと思います。</p> <p>先般の参考人質疑の中で、今回の法改正によつて、思想犯を労働や指導で思想改造することを可能にする法案であるとの指摘がございました。</p> <p>もとより、思想信条の自由は憲法上保障されたものであり、それが内心の自由にとどまる限り絶対的に自由であり、たとえそれが民主主義を否定する思想であつても、少なくとも内心にとどまる限りは処罰されないと解されております。また、思想についての沈黙の自由も保障されていなければならぬ、これが思想信条の自由でございま</p> <p>す。</p> <p>参考人の質疑にあつた懸念を踏まえて、あえて確認をさせていただきますが、改善更生を図るために必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができるとの規定に基づく措置は、決して対象者の思想、良心の自由を侵害するものではないという、この点につきましての法務大臣の御認識をお伺いいたします。</p> <p>○國務大臣(古川禎久君) 今回の法改正で創設する拘禁刑につきましては、作業と指導を、いずれ</p>

<p>も罪を犯した者の改善更生とは、罪を犯すに至った要因となつてゐる悪い点を改めるとともに、再び犯罪に及ぶことなく社会生活を送ることができるようになることを意味するものでありまして、もうございました。</p> <p>○安江伸夫君 当然のことといたしておきます。ただいたところであります。</p> <p>また、関連いたしまして、今回の改正では、被害者等の心情を踏まえた処遇を行うことができる</p> <p>ことが明確化等されます。かかる法改正の趣旨について確認をさせていただきます。</p> <p>あわせて、この反省、悔悟の情を深めさせると</p> <p>いうことは、自分のやつたことは正しかつたとの言わば信念のよなるものに基づいて、それを曲げさせ、あるいは変節させるという意味での思想、信条の自由の侵害ではないかといった見方もあり得るところであります。こうした立論に対し、被害者等の感情を直視させ、反省、悔悟の情を深めさせることは思想、信条の侵害に当たらないとするその理由についても法務省に確認をさせていただきます。</p> <p>○政府参考人(佐伯紀男君) 現行法の下におきましても、受刑者処遇は、その者の自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図ることを旨として行うことが法律上明記されてございます。御指摘のよなその被害者等の心情を踏まえた処遇につきましてもこの原則に基づいて行うものでございまして、受刑者等の思想や良心の自由を侵害するものとは考えてございません。</p> <p>この処遇につきましては、受刑者に被害者等の心情を踏まえた処遇につきましてもこの原則に基づいて行うものでございまして、受刑者等の思想や良心の自由を侵害するものとは考えてございません。</p>	<p>心地やその置かれている状況を認識させ、被害者等に誠意を持って対応していくことや、再び罪を犯さない決意を固めさせることが重要であるとの認識に基づくものでございまして、これは、刑事施設の長が被害者等から聴取したものを受け、その心情を考慮した処遇を行ふ旨を明らかにしたものがございます。その意味でも、受刑者等の信条や良心の自由を侵害するものではないと考えてございます。</p> <p>○安江伸夫君 続きまして、受刑者等の自発性の尊重についても確認をさせていただきます。</p> <p>本改正によつて、更生の主体である受刑者本人が更生を自ら企図する余地がなくなるとの旨も参考人から指摘されたところであります。確かに、強制されるだけの改善指導にあつては、立ち直りに不可欠な本人の意思が伴わないおそれがないとは言えません。この点、これまでも、改善指導に際しては本人の自主性、自発性を尊重してきたものと理解をしております。もちろん、改正後においてもこの理念は変わらないものと確信をしてい</p>
<p>るところでござります。</p> <p>更生に当たつて本人の自主性、自発性を尊重してきたものと理解をしております。もちろん、改正後においてもこの理念は変わらないものと確信をしてい</p> <p>るところでござります。</p> <p>また、立ち直りを支援するに当たりましては、本人の生きがいや、やりがいを見出す取組の強化も重要です。かかる観点から、刑務作業品を社会に発信する全国矯正展は有意義なものと考えます。本年の六月四日、五日と全国矯正展が三年ぶりの開催となつたものと承知をしております。</p> <p>この展示の意義と成果について伺うとともに、矯正展の一層の周知、広報、またその機会を更生保護の充実に活用すべきと考えます。法務省の御所見をお伺いします。</p> <p>○政府参考人(佐伯紀男君) 矫正行政を広報といふ趣旨で全国矯正展、開催をさせていただいております。</p>	<p>六条に新設されます社会復帰支援におきましても、同様に本人の自発性が重要であることに加え、そもそもこの性質から強制になじまないものと考えてございます。受刑者本人の意向を尊重しつつ行うことを規定したもので、その趣旨でござります。拘禁刑におきましても、本人の自主性、自発性の重要な性などをつきましてはこれまで以上に丁寧な説明を行い、受刑者の意向を尊重しながら、円滑な社会復帰のための各種取組に一層推進してまいりたいと考えてございます。</p> <p>○安江伸夫君 やはり更生というものは、本人の生きる力、そういうものを引き出していくということに最も重要な力を入れられるべきだというふうに思つておりますので、今の御答弁の実践を何とぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>また、立ち直りを支援するに当たりましては、</p> <p>○政府参考人(佐伯紀男君) ふるさと納税返礼品につきましては、施設の所在の地方自治体の御理解を得ておられます。令和四年五月末現在、全国二十五の施設において合計百十八品目の刑務作業製品が採用されてございます。これらの取組につきましては、受刑者が返礼品の製作に従事する中で、施設が所在する地域社会との関わりを実感できること、あるいは作業のやりがいや自己肯定感を高めることにつながりまして、出所後の再犯防止に資する大変意義あるものだと考えてござります。</p>
<p>○政府参考人(佐伯紀男君) 全国矯正展は、刑務作業が再犯防止に資する重要な矯正処遇の一環であることを国民の皆様に広く知つていただきための良い機会だと捉えてござります。また、出品されました製品に対する御来場の皆様方の御意見あるいは販売状況を製作に携わった受刑者に伝達いたしまして、自らが携わった刑務作業製品が広く社会で利用されていることを実感させることで、勤労意欲や更生意欲の喚起につながっているものと認識してございます。</p>	<p>今回の法改正を契機といたしまして、全国やそれぞれの地域の中で刑務作業製品の社会的評価を更に高め、あわせて、受刑者の作業に対するやりがいを見出すことができるような取組について一層進めてまいりたいと考えてございます。</p> <p>○委員長(矢倉克夫君) お時間になりました。</p> <p>○安江伸夫君 ありがとうございました。</p> <p>時間が来ました。金子民事局長、来ていただきて申し訳ありません。</p> <p>これで質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。</p>

○川合孝典君 国民民主党の川合孝典です。刑法の改正の議論に関連して、近年深刻化しております窃盗、特に万引き犯罪の対策の必要性、強化について、現状の認識と今後の対応の必要性について少し大臣と意見交換をさせていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

万引きについては世間でもちよくちよく報道等もされておりますので、皆さんも万引き被害が出てるということについては御認識になられないと思うんですが、実は、国内小売業の万引き被害総額、年間で何と四千六百十五億円という巨額に実は上つております。これは万引き防止官民合同会議の発表の推計値ということでございますので一定の根拠のある数字で、五千億円弱の万引き被害が実は毎年出ているということをございまして、近年では、化粧品や医薬品、衣料品などのいわゆる高額商品を複数の人間で万引きをするという、そういう悪質な窃盗が問題になつております。

また、万引きにつきましては、再犯率の高さもこれまで指摘されておりまして、高齢者、六十五歳以上の高齢者の再犯率は、二〇一二年以降一貫して初犯者を上回っているということで、二〇一九年の時点で初犯者の一・四倍、実は再犯者、高齢者の再犯が多いという、こういう数字が出ております。

こうした状況を踏まえて、平成二十八年には再犯の防止等の推進に関する法律というものが公布、施行されております。この法律では、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、安全で安心に暮らせる社会の実現に寄与することを目的としてこれ法改正が行われました。そして、この法の附則には、施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとす

ることを規定しております。

そこで、大臣に確認をさせていただきたいと思いますが、この再犯の防止等の推進に関する法律

施行後五年余りが経過をいたしておりますが、この法律の施行状況及び検討内容、検討の結果等について大臣に御説明を願いたいと思います。

○國務大臣(古川禎久君) お答えいたします。

平成二十八年に成立しました再犯防止推進法を受けまして、政府では平成二十九年十二月に再犯防止推進計画を閣議決定しております。推進計画では、就労・住居の確保や保健医療・福祉サービスの利用の促進などの七つの重点課題の下に百五の具体的な施策を掲げておりまして、これに基づいて政府一丸となつて取組を推進してきたところでございます。さらに、令和元年には、政府として再犯防止の取組を加速化するため、満期釈放者対策の充実強化や地方公共団体との連携強化など、より重点的に取り組むべき三つの課題を整理して、これらについて積極的に取り組んできたところでござります。

これらの取組の結果、出所受刑者の二年以内再入率を令和三年までに一六%以下にするという政府目標を令和二年に前倒しで達成するなど、一定の成果が上がつているものと考えております。このように、これまでも取組をしてきたわけでござりますけれども、お尋ねでございますが、今後の取組としまして、この再犯防止推進計画、本年度末を期限としておりますことから、現在、法務省では、関係省庁とともに、これまでの取組状況や成果、今後の課題などについて検討を行つております。これまでの取組も踏まえまして、地方公共団体や民間協力者との連携を一層強化するなど、再犯防止の施策をより充実したものにしてまいりたい

といふふうに考えております。

○川合孝典君 ありがとうございます。

大臣に、率直に感想としてお聞かせいただきたいんですけど、年間四千六百十五億円の窃盗被害が生じているという、この金額についてどうお感じになられますか。

○國務大臣(古川禎久君) それはもう率直に、か

なりの金額であるということを改めて感じます。

○川合孝典君 小売業界は非常に利幅の薄い、利益率の少ない業種もありますし、特に中小や個人の小売店の皆さんには薄利多売で何とかビジネスを成立させていらっしゃるという意味でいくと、一つ窃盗されるだけで大変な損害が生じているという意味でいくと、ただ多い少ないということだけではなく、こういった金額の被害が毎年出続けているということに対して、いわゆる窃盗の件数自体が少しずつ減ってきてるという、その取組の効果ということは私自身も承知しておりますし、その取組自体は評価しているんですけど、他方で、これだけの金額の被害がそれでも出続けてるという、この事実をどう受け止めて、これをどう減らしていくのかということの取組、これを是非今後御検討いただきたいんです。

その上で、現場の皆さんから意見交換をさせていただく中で幾つか出てきたお声がありますので御意見伺いたいと思うんですが、万引きの被害が出たときに警察に通報をするわけでありますが、この通報をした後に、実は調書の作成等の負担に非常に手間が掛かると、時間も取られるということで、個人事業主さんですとか一人でお店を回していらっしゃるコンビニエンスストアさんなんかの場合には、通報を控えるというか、できない状況に置かれている方が実はいらっしゃいます。

同時に、この万引き犯罪については、全件がそ

うではないかもしませんが、いわゆる前科主義を重視している側面がありますので、警察が、検

査された場合でも検察に送致せず、犯罪者を処分

することなく放免しているという実態も運用面で

はあると伺っております。

○川合孝典君 何とも当たり障りのない御答弁をいただきましたけれども。

今、もちろん適切にこれまでも御判断していらっしゃるということを否定するものではないん

ですけれども、有識の方なんかの御指摘にもあ

りますとおり、ちょっと商店に行って例えば消し

ゴムを一つ万引きしちゃったとか、そういう話が

結局ゲートウエー犯罪になりがちであるというこ

とをよくこの万引きについては指摘されているわけですね。要は犯罪の、より重い犯罪の入口としての犯罪になるということが実は指摘をされておりま

す。したがいまして、もちろん被害額だとかいろいろ御指摘がありますけれど、この点について大臣

はどうお考えになりますでしょう。

○國務大臣(古川禎久君) 委員が御指摘されるとおり、この万引きによる被害というものは、これは金額の大きさのみならず、事業者の方々に与える負担というものは、これはかなりのものだな

いうことを私も感じます。こういう万引き等の窃

盗事件への対処というのは、これは重要な課題だ

というふうに認識をいたしております。また、万

引き事案には、若年者や高齢者による事案、組織的に行われる事案といったように、様々な態様が

あるものというふうに承知をしております。

一般論として申し上げますと、検察官が窃盗事件について起訴、不起訴を決する際には、個々の事件ごとにまず有罪を立証するだけの証拠があるかどうかを判断し、その上で被疑者の前科の有無、今御指摘をいただきたけれども、そういう

事件ごとにまず有罪を立証するだけの証拠があるかどうかを判断して起訴の必要があるか

う前科の有無のほか、犯罪の態様、手口、被害額、犯行の動機、被害弁償の状況、その他の具体的な事案の処理との均衡、バランスですかどうかを判断し、その上で被疑者の前科の有無、今御指摘をいただきましたけれども、そういう

事件ごとにまず有罪を立証するだけの証拠があるかどうかを判断しているものと承知をいたしております。

検察当局におきましては、このような総合的な観點から事案に応じて適切に対処しているものと承知をしておりまして、今後とも適切に対処していくものだというふうに認識をしております。

○川合孝典君 何とも当たり障りのない御答弁を

いただきましたけれども。

今、もちろん適切にこれまでも御判断していらっしゃるということを否定するものではないんですけれども、有識の方なんかの御指摘にもありますとおり、ちょっと商店に行って例えば消しゴムを一つ万引きしちゃったとか、そういう話が結局ゲートウエー犯罪になりがちであるというこ

とをよくこの万引きについては指摘されているわけですね。要は犯罪の、より重い犯罪の入口としての犯罪になるということが実は指摘をされておりま

す。したがいまして、もちろん被害額だとかいろい

<p>るな要素を勘案した上でその罪をどう判断していくのかということは、これは司法の判断であることは分かるんですけども、要は、初犯だったら見逃してもらえるかもしれない、警察行かずに親に言つて、そこで謝罪した上で弁償してということで許されるかもしれないという、ある意味そことところに甘えが生じているのもやつぱり事実だと思いますね。</p> <p>私もわざわざ犯罪者をどんどんつくりたいわけでは決してないわけでありますけれども、状況によつて許されたり許されなかつたりするといふの状況こそがある意味グレーゾーンをつくり出して、要は気軽に手を染めてしまうということにながつているという事実も否定はできなうと思うんです。だから、そのことを実は問題指摘させていただいております。</p>
<p>ちなみに、先週でしたか、新聞の報道で、万引きGメンの方が、裁判のときのいわゆる訴状に住所が書かれていて、それを、いわゆる訴えられて収監された方が仕返しに何かその万引きGメンの方のお宅に嫌がらせでごみか何かを送り付けて、何かまた捕まつたという、こういう報道がなされていましたが、万引きGメンの方が万引き防止のための自らのミッションを果たした結果として、結局報復を受けることになる。あらぬ、何ということで恨みを買つたから、要は見付かったとおもつて、結果恨みを買つたことになつた。そういう状況が生じてしまつたというのは、つまりは、状況によつて無罪になつたり有罪になつたりといふことの判断が分かれている結果としてそういう犯人の仕返し行為のようなことにつながつてゐるんだとするところ、やはり一定のルールに基づいて判断を行つて、この方引きについてきちんと警察に対して連絡を行うといったような対応をまず基準として行なうべきなのではないかなというのを実はちょっと私は思つうんですけど。</p> <p>刑事局長で結構ですが、この万引きGメンの方が報復受けた事例についてどのように検証されてい</p>
<p>ますか。通告していませんけど、御存じでしよう</p>
<p>○政府参考人(川原隆司君) お答え申し上げます。今委員の御指摘の事案については、私どもそういった事案があるということを承知をいたしておつきました。その事案につきましては、その当該行為につきまして捜査機関により適切に対処するといふことにならうかと思います。</p>
<p>済みません、ちょっと、検証ということでござります。いずれにいたしましても、今回の事件につきましては、その万引きをした者の刑事案件にまさに協力していただいた方をどのようにして保護をするかということです。</p> <p>私もどもとして、検察いたしましては、常に、その被害者である、あるいはその被害者、被害を受けた御本人ではないですが、そういった捜査、公判に協力していただいた方をどのように保護するかということは常に考えているところでございまして、御指摘の事案につきまして、検察当局におきまして、そういうことは常に考えておられるかという見地から、必要な今後対応を検討していくものと考えております。</p> <p>○川合孝典君 済みません、突然振りまして失礼しました。</p>
<p>先ほどのところに少し戻りますけれども、例えば、個人商店で万引きの被害があつたときに警察に対して通報する、そのときに調書を取るときには、場合によつては数時間、実は警察で調書を取るのに時間が要するということがありまして、そろとできていらないところでかなりの差が生じているということだと思います。</p>
<p>あわせて、その調書を作るために呼び出され、事業主の被害者の方が足を運ばれる時間帯だとかということについても、日常の業務の中での対応ということになりますと、やはり仕事に影響を及ぼすと仕事にならないんですね、それが一人でうすると仕事にならないんですね、それが一人でいるところでは、そのような状況の中でもそういった御対応をいたさないと、なかなか積極的にできない理由の一つにもなつてゐる。</p> <p>そうした場合に、この事業者の被害届提出の手続きをもっと簡素化できないのかといったようなことにについて現場から声が上がつてきているんですけど、この点についてはいかがでしょうか。</p> <p>○政府参考人(大賀眞一君) 万引きの捜査を行つておられることでござります。</p> <p>いう意味でも余りよろしくないということでもあります。この意味で、可能な限り被害者に寄り添つた対応を是非していただきるとおり難いなと思います。</p> <p>時間の関係が来ておりますので、最後もう一点御質問させていただきたいと思いますが、この集団窃盗、集団万引きした商品、そういうしたものを行なう場合にはその時間や場所等について被害者が手続等が事業者の方々の負担となつてゐるという御意見があるといつたことは承知をいたしております。</p> <p>警察におきましては、こうした御意見も踏まえまして、被害の届出については万引き専用の簡易な様式を用いることとしているほか、事情聴取等を行う場合にはその時間や場所等について被害者の御都合に配意するなど、被害者の負担軽減に努めているところでございます。</p> <p>引き続い、被害者の負担軽減に配意しつつ、必要な捜査を適切に推進するよう、都道府県警察にも指導を徹底してまいりたいと考えております。</p> <p>○川合孝典君 ありがとうございます。</p> <p>調べたところによりますと、警察で調書を作成するに当たつての手続もやつぱり場所によって大分違うようであつて、一時間弱でさつと御対応いただけるところがある一方で、二時間、三時間と時間を要するところもあるといふことでありますので、そういう意味では、まあ慣れているという言い方がいいのか分かりませんけれども、手續が非常に円滑にできているところとできていらないところでかなりの差が生じているということだと思います。</p> <p>いわゆるインターネットオークションについては、盗品等の処分に利用されやすい場所であると、そしてさらに、かつて盗品処分が多発したという経緯に鑑みて、平成十四年に改正された古物営業法において、これを古物競りあつせん業として届出制としており、同法によつて、古物の売却をしようとする者の本人確認や取引記録の保存について努力義務を課すなど、必要な規制がなされているところであります。</p> <p>他方、いわゆるフリーマーケットアプリ等については、こちらについては、大手事業者が先ほど申し上げたインターネットオークション事業者に課せられている努力義務と同等の本人確認を自動的に開始しているという状況も踏まえまして、平成三十年の古物営業法改正に先立ち開催された古物営業の在り方に關する有識者会議といふところにおいて、まずは事業者及び業界の自主規制の状況を見守ることとすべきである旨の提言がなされたところでございます。</p>

ですので、こういったフリーマーケットアプリ等については、この有識者会議の提言も踏まえまして、事業者による自主的な取組の実施状況を把握するなどして、今後とも適切に対応してまいりたいというふうに考へておるところでございま

す。

○川合孝典君 時間が参りましたのでこれで終わりにしたいと思いますが、ここもやはり、インターネット事業者の方の自主的な取組に基づいてという話にやっぱりなるわけでありまして、この高度にインターネット、情報化された社会の中で問題も絡んでくるということで、是非今後の検討の中での問題についても取り扱っていただければと思います。

○東徹君 日本維新の会の東徹でございます。

今日は、刑法の質疑 この後採決ということになるというふうになっております。

本来なら昨日質疑だったというふうに思いますが、衆議院の方で議長不信任案とか、そしてまた内閣不信任案が出たということで、その処理で時間が掛かってしまって、昨日は五時ぐらいには、五時過ぎぐらいには終わつたかとは思つんですけども、その時間から法務委員会を開催するよりかは今日の方がまあ良かつたかなというふうには思います。

その上でお伺いをしておきたいと思いますが、前回、参考人質疑がありました。参考人質疑の中で、今日も質疑を聞いておつてやっぱり思うんですけども、今回の懲役、禁錮を廃止して、そして拘禁刑という新たな刑罰を創設するという法律と、それからまた侮辱罪という法律ですね、これらの法定刑を引き上げて厳罰化していくということになりますが、やっぱり全然違う法案だなというふうにやっぱりつくづく思うわけですね。

前回も、参考人の三人のうちお二人の方からは、お二人の方は、やはり密接性はないというふうにとと、この期間が限られている中で出すというの

はこそくだといふうなお答えもやっぱりありました。私は、関係性があれば、よく束ね法案は駄目だと言う方もおられるんですけれども、僕は、関係性があれば束ね法案も、それはもう短い会期というものが決まつている中で出してくるというのはあり得るといふうには思いますが、今回は、聞けば聞くほどやっぱり全然違う法案だなというふうに思います。

その上で、まず拘禁刑の創設についてお伺いをさせていただきます。

今回の法案では、再犯防止のために刑の名称を変更しようとしております。前回の委員会で、世界の中で再犯防止を目的に刑の名称を変更した国

はあるのですかと、この問題を質問したところ、政府参考人の方からは、法務省としてはこれを把握していないという御答弁であります。大臣から

は、国によって刑事政策はそれぞれだといふうにおおしやいますが、国際社会の中で生きていく上で、我が国の事情だけではなくて世界の動きも併せて見ていく必要があるのではないかというふうに思います。

二〇二一年は京都でコングレス会議というのもこれ行われたわけです。これは国連の犯罪防止と刑事司法の会議であります。国際社会でどう

やって犯罪を予防していく、防止していくとかという観点からやっぱりこういった会議も行われるわけであります。私はやっぱり、国内だけではなくてやっぱり世界の動きも見ながら改正というのはやつていいべきだというふうに考えます。

大臣は、そういう必要性も併せて見ていく必要があるのではないかと思いますが、大臣、どのようにお考へなのか、お伺いをさせていただきま

す。

そうであれば、本当に名称を変更する必要があるのかどうかということについては、そこもきちんと法制審議会で議論すべきであつたんではないかというふうに思つますが、なぜこれ法制審

議会ではこの議論がなかつたのか、お伺いした

いと思います。

○國務大臣(古川禎久君) お答えいたしました。

我が国の法制を検討するに当たりましては、諸外国の法制も参考しながら現行の法制との整合性を見定めて、我が国にふさわしいものとすること

が必要だというふうに考えております。今回の法改正を議論した法制審議会の部会におきましては、まずは新しい刑罰の内容そのものについては諸外国の法は、拘禁刑の内容そのものについては諸外国の法をどのように規定すべきかということを中心にして、その結果、拘禁刑の名称を支持する意見が多いです。そして、この新たな刑をそのように規定する議論が行われて、その内容を、刑事施設に拘置されてきたというふうに承知をいたしております。

このように、世界の動向を見ていく、それももう当然のことだらうと思いますし、今回の改正案の検討に当たつてもそのような視点は維持されいると、確保されているというふうに考えております。

○東徹君 ありがとうございます。

前回、ちょっと大臣に質問通告していかつたので、ほんとこう聞いてしまいました、ちょっと失礼だつたなというふうに思つまして、ちょっと改めてお聞きしたという次第でございます。

法制審議会についてお伺いしたいと思うんですけども、今回、その法制審議会ではこの法案の作成に当たつて様々なテーマでこれ議論が行われおりますけれども、自由刑の新たな名称については、これは法務省が新たな名称を決める必要があるという前提に立つた上で有権者を集めて意見交換会というのが行われておつきました。この意見交換会は昨年九月にこれ一回だけ行われておつたわけですから、その冒頭で法務省の官房審議官から説明がありました。名称の在り方は社会的影響が大きいというふうにおっしゃつております。私もそのとおりだというふうに思つました。私もそのとおりだというふうに思つたしております。

○東徹君 大臣のおっしゃるとおりだと思います。

私は何が言いたいかというと、その新たな自由刑という言い方から始まるわけなんですね。新たな自由刑ということから始まるんです。その名称の変更は当然の前提というところから始まつてい

るんですね。本来は、名称変更の必要性というところについて法制審議会で議論がスタートすべきだったんじやないのかなというふうに思つていて、私はそこが非常に引っかかるところなんですね。

今回この新たな名称の意見交換会で、法政大学の今井教授からも、拘禁という言葉はインプリズメントの英語訳は、これは懲役と同じインプリズメントのままじゃないのかなと、こう思われるわけ

です。

今回の法務委員会でも拘禁刑の英語訳について質問しましたら、法案成立後に検討するという答

承認をいたしております。

法制審の部会におきましては、まずは新しい刑罰の内容そのものについては諸外国の法をどのように規定すべきかということを中心にして、その結果、拘禁刑の名称を支持する意見が多いです。そして、この新たな刑をそのように規定する議論が行われて、その内容を、刑事施設に拘置される、これに処せられた者には改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができるとすることがあります。

改めてお聞きしたというふうに認識をいたしました。私は、関係性があれば、よく束ね法案は駄目だと言う方もおられるんですけれども、僕は、関係性があれば束ね法案も、それはもう短い会期

というものが決まつている中で出していくというの

はあり得るといふうには思いますが、今回は、

聞けば聞くほどやっぱり全然違う法案だなというふうに思います。

その上で、まず拘禁刑の創設についてお伺いをさせていただきます。

今回の法案では、再犯防止のために刑の名称を変更しようとしております。前回の委員会で、世

界の中で再犯防止を目的に刑の名称を変更した国

はあるのですかと、この問題を質問したところ、政

府参考人の方からは、法務省としてはこれを把握していないという御答弁であります。大臣から

は、国によって刑事政策はそれぞれだといふうにおおしやいますが、国際社会の中で生きていく上で、我が国事情だけではなくて世界の動きも併せて見ていく必要があるのではないかというふうに思います。

二〇二一年は京都でコングレス会議というのもこれ行われたわけです。これは国連の犯罪防止と刑事司法の会議であります。国際社会でどう

やって犯罪を予防していく、防止していくとかと

いう観点からやっぱりこういった会議も行われるわけであります。私はやっぱり、国内だけではなくてやつて世界の動きも見ながら改正という

のはやつていいべきだというふうに考えます。

大臣は、そういう必要性も併せて見ていく必要があるのではないかと思いますが、大臣、どのようにお考へなのか、お伺いをさせていただきま

す。

そうであれば、本当に名称を変更する必要があ

るのかどうかということについては、そこもきちんと法制審議会で議論すべきであつたんではないかというふうに思つますが、なぜこれ法制審

議会ではこの議論がなかつたのか、お伺いした

いと思います。

○國務大臣(古川禎久君) お答えいたしました。

我が国の法制を検討するに当たりましては、諸

外国の法制も参考しながら現行の法制との整合性の名称を用いて議論がなされてきたというふうに

禁刑という名称に変えるわけですから、拘禁刑の英語訳は徴役の英語訳であるインプリズンメントにはならないということでおろしいのかどうか、確認をさせていただきたいと思います。

○国務大臣(古川禎久君) それはもうお答えとしましては、英語訳がいかなるものになるかということについては、改正法の成立後に、諸外国における刑事施設に収容する刑の名称等も踏まえながら、適切なものは何かということを改正法の成立後に検討し、定めていくという流れになります。

○東徹君 同じ答弁ですので、改正後にどういう

ことまでしか申し上げられません。

○東徹君 同じ答弁ですので、改正後にどういう英語訳になるのか、僕は非常に英語訳も大事だと思います。先ほど言いましたように、やっぱり国際社会の中で犯罪防止をやつぱりどう取り組んでいくのかという観点からも、やっぱり日本の新しく、これ拘禁刑という新しく名称を変えるわけですから、それに対しての、じや、英語訳というのもこれきちっとやつぱり示していかないと、やはり今ニュースでも、世界のニュースがワールドニュースという形で放送されているわけですか

ら、非常に大事だというふうに私は思います。

あと、先ほどからもほかの委員からもありまし

たが、この委員会で川越少年刑務所の施設も視察

に行かせていただきました。大変勉強になりました

て、この視察を組んでいた方に本当に感謝を申し上げたいというふうに思います。

非常に大事な取組、やつぱり再犯防止というの

は私も非常に大事な取組だというふうに思っており

ますので、これ見ていて、例えば理容師の、散

髪ですね、理容師の資格を取らせたり、実際、中

で散髪しているんですね。これ、お金もらえるら

しいです。幾らですかと聞いたら六百円でしたん

ですね。安いなど、こう思いましたけれども、そ

この施設の方もそこで散髪してもらつたりとかし

ているとか、あと、自動車整備士の資格を取つた

りとか、そういった資格を取つて社会復帰を実現する方向へ取り組んでいっている。非常に私も大

事だというふうに思います。

○東徹君 同じ答弁ですので、改正後にどうい

うのを見ますと、やはり平成十四年から

本当にあります。非常に、これ見させていただいて参考になつたわけです。非常に、これ見させていただいて参考になつたわけです。まず、この刑事施設の収容率なんぞを超えて、翌平成十四年には一〇六・五%になるなど、過剰収容が問題となつてきました。大阪でも、私、當時、平成十五年だったか十六年だったかちょっとと忘れましたけれども、大阪の刑務所が非常にいっぱいだというような話があって、非常に問題になつてきました。ですが、その後、だあつとこれ下がっていくわけなんですね。令和二年には五三・一%までこれ下がつてきているわけですね。

○東徹君 古川法務大臣、犯罪件数が減つてきて

いるというのは、その要因というのは一概には答

えられないということだそうなんですね。

ちょっと、こういう分析も私は非常に大事じや

ないのかなと。これ、これだけ減つてきているん

ですよ。平成十四年は二十二・四%だったものが、

人口千人当たりの刑法犯の認知件数ですけれど

も、令和三年になつたら四・五%まで減つてきて

いるわけなんですね。この要因もきちつとやつぱり

分析していくことだそうなんですね。

今日は、法務省からいただいた刑事施設の収容

率、先ほどお示しした資料であります。これが全

国の刑事施設ごとに収容率はこれ大きなばらつき

があるんですね。例えば、栃木刑務所八三・四

%、長野刑務所八一・三%、収容率が八〇%を超

えておりますけれども、札幌刑務所の収容率は三

一・九とか、市原刑務所の収容率は二二・二%ま

で、収容率が低い刑事施設もあるわけです。

まず、このようにこればづきがある理由は何

なのか、教えていただきたいと思います。

○政府参考人(佐伯紀男君) 刑事施設の収容率に

つきましては、各施設、地域性、収容対象の違

い、性別、年齢、属性など様々なことで区分して

収容しておるということもございまして、収容す

だあつとこれ下がつていくわけなんですね。例えば、平成十四年で人口千人当たりの刑法犯の認知件数が二十二・四%だったのが、令和三年では四五までこれ下がつてきているという数字があるわけなんですね。

犯罪件数がこれ減つてきている理由というのは何ですか。

○政府参考人(川原隆司君) 犯罪の原因というのは様々なものがございまして、お尋ねのように、現象としては確かに犯罪の認知件数減つているところでございますが、この要因が何かということにつきましては、ちょっとと一概にはお答え申し上げにくいところでございます。

○東徹君 古川法務大臣、犯罪件数が減つてきて

いるというのは、その要因というのは一概には答

えられないということだそうなんですね。

ちょっと、こういう分析も私は非常に大事じや

ないのかなと。これ、これだけ減つてきているん

ですよ。平成十四年は二十二・四%だったものが、

人口千人当たりの刑法犯の認知件数ですけれど

も、令和三年になつたら四・五%まで減つてきて

いるわけなんですね。この要因もきちつとやつぱり

分析していくことだそうなんですね。

今日は、法務省からいただいた刑事施設の収容

率、先ほどお示しした資料であります。これが全

国の刑事施設ごとに収容率はこれ大きなばらつき

があるんですね。例えば、栃木刑務所八三・四

%、長野刑務所八一・三%、収容率が八〇%を超

えておりますけれども、札幌刑務所の収容率は三

一・九とか、市原刑務所の収容率は二二・二%ま

で、収容率が低い刑事施設もあるわけです。

まず、このようにこればづきがある理由は何

なのか、教えていただきたいと思います。

○政府参考人(佐伯紀男君) 刑事施設の収容率に

つきましては、各施設、地域性、収容対象の違

い、性別、年齢、属性など様々なことで区分して

収容しておるということもございまして、収容す

る対象が異なる施設間での差異というのが一定に生じているということでございます。

○東徹君 地域性とか罪種、収容者の年齢、そう

いったことで区分されているからこれだけばらつ

きが出てくるということなんですねけれども、これ

もちょっととやつぱりどうなかなと、こう思うわ

けですね。

これ、収容率が二〇%台の刑事施設が二つ、三

〇%台の刑事施設になると十二もあるんですね。

これ、今の犯罪の認知件数が減つてきている、ま

た日本は少子高齢化で人口も減少してきている、

そういう状況の中で、これ刑事施設の統廃合と

いうのも何かやつぱり考えていくべきではないの

かなというふうに思うわけですね。非常に今、老

朽化している施設もやつぱりあるわけですね。だ

から、こういったことも検討すべきではないのか

など、先日、川越刑務所に行かせていただいたそ

ういったことも感じた次第でございますが、いか

がでしようか。

○國務大臣(古川禎久君) 刑事施設の統廃合とい

うことでの今御質問いただいたわけですねけれども、

先ほどから御指摘をいただいておりますこの収容

率が減少傾向にあるということを踏まえながら、

施設の老朽化の進行状況、あるいは現下の収容状

況などを勘案しながら、効率的な施設整備や組織

運営及び再犯防止施策の重点的な取組など、矯正

行政の更なる充実強化を図ることを目的としてこ

の統廃合というのは実施をされてきているところ

であります。平成元年度以降におきましては、七

度を新設する一方、二十三度を廃止などしてきて

いるところであります。

収容人員につきましては、その時々の景気です

とか社会情勢などに左右される面もあると考えら

れますから、その予測をするというのはなかなか

難しいのでございますけれども、将来の人口減少

など様々な要因を踏まえながら、引き続き、統廃

合を含めて収容定員の見直しというものは検討し

いかなければならぬ課題だというふうに受け

止めております。

第三部

法務委員会議録第十七号 令和四年六月十日 【参議院】

一

○委員長(矢倉克夫君) お時間が参りました。
○東徹君 是非、施設の統廃合、やっぱり更にこれ進めていけるんではないのかというふうに思いましたので、是非進めていっていただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わりにします。ありがとうございました。

○山添拓君 日本共産党の山添拓です。

拘禁刑の創設について伺います。

懲役刑と禁錮刑を一本化し、刑務作業と改善更生の指導を義務付け、しかし、名前は単に拘禁刑としようとするものです。

国連被拘禁者処遇最低基準規則、通称マンデラ・ルールズは、身体を拘束する刑罰は自由を奪うことによって犯罪者に苦痛を与えるものであり、それ以上の強制を刑罰の内容とすることはなるべく避けるべきだとするものです。

大臣に伺います。大臣は、このマンデラ・ルールズは法的拘束力はないと繰り返しておりますけれども、国連でこうした方向性が示されたその意義についてはどのように御認識でしょうか。

○國務大臣(古川禎久君) この前も御答弁申し上げましたように、この規則は法的拘束力のある国際約束だとは考えておりません。しかし、これは国連総会決議により採択をされた規則であって、被拘禁者の処遇に際して実施するよう努力するべき内容をまとめられたものであるというふうに承知をいたしております。

今回の法改正、拘禁刑を創設をしようとするものでございますが、拘禁刑における処遇はこの規則の趣旨をできる限り尊重したものとなつてはいるというふうに私どもは考えております。

○山添拓君 果たしてそうかどうかというのが問題なのですが、石塚参考人が述べたように、改善更生や社会復帰支援という名の下にいろんなことが強制された時代があつたわけです。どんな政府の下でも受刑者が思想を強制することがあつてはならない。ですから、刑の内容としては自由を拘束するだけにとどめておくべきだという考え方には

立つものです。

法務省に伺います。先ほども少し出できましたが、刑事収容施設被収容者処遇法三十条は、受刑者の処遇は、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図ることを旨として行うとしています。また、同法の八

十四条四項は、施設における処遇について、受刑者の希望を参酌して定めるものとする、これを変更しようとすると同様とすると、このように規定しています。刑務作業も改善更生もあくまで受刑者の自覚に基づき、希望を踏まえて行うということですね。

○政府参考人(佐伯紀男君) 今御指摘の刑事収容施設三十条の規定の内容ぶりについては、御指摘のとおりでございます。

受刑者自身が改善更生の意欲を持つて自己の問題性を認識し、行動を自律的に統制していくことができるようになることが重要だと考えてございます。受刑者自身が自らが受ける処遇の意義を十分に理解し、これを自発的に受ける気持ちを持たせるということが重要であるという認識の下に、受刑者の動機付けを高めるための働きかけに努めているところでございまして、拘禁刑の下においても変わらないということでございます。

○山添拓君 八十四条四項の、希望を踏まえて行うということについてもそのとおりですね。

○政府参考人(佐伯紀男君) 御指摘の部分につきましては、やはり本人の希望ということが重要なことであることは認識してございます。

○山添拓君 処遇法の改正案九十三条ですが、受刑者に対し、その改善更生及び円滑な社会復帰を図るため必要と認められる場合には、作業を行わせるものとします。本人が望まない場合

も、必要だとして作業させることはあるのであります。単純作業をやつても改善更生や円滑な社会復帰には役立たないからといって受刑者が作業拒否するという場合には、これは正当な理由になります。正當な理由なく拒否すると懲罰の対象ともなります。単純作業をやつても改善更生や円滑な社会拒否等、これはいわゆるお尋ねのような作業拒否のみならず、例えばサボつてみた的なものも含めての数字になりますが、作業拒否等が一万

委ねるということではなく、言わば懲罰を、懲罰の対象とするということになろうかと思思います。

○山添拓君 ちょっとお待ちください。本人が望まない場合にも、必要と認められる場合だということで作業を行わせるのかどうかということなんですが。

○政府参考人(佐伯紀男君) 個々人の問題性等を調査した結果、その処遇が必要だという判断の下で作業等をさせるということであれば、御本人が

望まない場合でもそれは実施していただく対象とするということでございます。

○山添拓君 つまり、義務だということですね。

○政府参考人(佐伯紀男君) 法律上それを実施していただくものでありますので、まあそういう理解でよろしいかと思います。

○山添拓君 つまり、義務だということですね。

○政府参考人(佐伯紀男君) 実際の刑務作業というのは、紙を折りたたむなどの単純作業が割り当てられることも多くあります。こうした作業も改善更生や円滑な社会復帰に必要なものでしようか。

○山添拓君 実際の刑務作業というものは、紙を折りたたむなどの単純作業が割り当てられることが多いります。こうした作業も改善更生や円滑な社会復帰に必要なものであります。

○山添拓君 実際の刑務作業というものは、紙を折りたたむなどの単純作業が割り当てられることが多いります。こうした作業も改善更生や円滑な社会復帰に必要なものであります。

○政府参考人(佐伯紀男君) 作業の内容につきましては、やはり本人の希望ということが重要なことであることは認識してございます。

○山添拓君 八十四条四項の、希望を踏まえて行うということについてもそのとおりですね。

○政府参考人(佐伯紀男君) 御指摘の部分につきましては、やはり本人の希望ということが重要なことであることは認識してございます。

○山添拓君 処遇法の改正案九十三条ですが、受刑者に対し、その改善更生及び円滑な社会復帰を図るため必要と認められる場合には、作業を行わせるものとします。本人が望まない場合

も、必要だとして作業させることはあるのであります。単純作業をやつても改善更生や円滑な社会

も含めての数字になりますが、作業拒否等が一万

になりますが、御本人が、この作業は私はやりたくない、あるいは私はふさわしくないということを主張されたとしても、それが正当事由に当たるとは、まあケース・バイ・ケースではあります。

○山添拓君 今のお話は、三十条や八十四条に基づいて、処遇は受刑者の自覚に訴え、その希望を参照してというこの基本ですね、処遇の基本とは矛盾するんじゃないかもしれません。

○政府参考人(佐伯紀男君) 作業が必要な状態でいただくということでございますから、その作業の実施を通してこの問題性を改善していただこうということでございますから、その作業をやりたくないというような方も少なからずいるのは現実でございますが、だからといって、その作業をしないでよいということにはならないでございまして、その方の改善更生、円滑な社会復帰のために必要な作業というのはやつていただくということには変わりございません。

○山添拓君 今のお話は、三十条や八十四条に基づいて、処遇は受刑者の自覚に訴え、その希望を参照してというこの基本ですね、処遇の基本とは矛盾するんじゃないかもしれません。

○政府参考人(佐伯紀男君) 作業が必要な状態でいただくということでございますから、その作業をやりたくないというような方も少なからずいるのは現実でございますが、だからといって、その作業をしないでよいということにはならないでございまして、その方の改善更生、円滑な社会復帰のために必要な作業というのはやつていただくということには変わりございません。

○山添拓君 今のお話は、三十条や八十四条に基づいて、処遇は受刑者の自覚に訴え、その希望を参照してというこの基本ですね、処遇の基本とは矛盾するんじゃないかもしれません。

九件でございます。

○山添拓君 改善指導の拒否に対する懲罰が少ないのは、作業は刑の内容ですが、指導はそうではないからということが背景にあると思います。

本法案によつて指導を刑の内容として義務化していけば、指導を拒否した場合にも懲罰によつて強制していく、こういうことになるんでしょうか。

○政府参考人(佐伯紀男君) 現行法の下においても改善指導を受けることは義務付けられているものと理解しております。

ただ、新しいその拘禁刑の下ではその作業の位置付けというのも変わつてまいるわけでございます。その意味では、より、従来よりもより丁寧に、作業の必要性とかそういうものを御本人に指導していくことはなろうかと思います。

○山添拓君 これは懲罰の在り方についてかなり変わつていく可能性があるということではありますかと思います。

大臣は、仮に作業や指導を義務付けることができないとすれば、改善更生や再犯防止のための働きかけを行うことが不可能になり、目的が達成でききない、だから義務付けることができるようになりますのだと、こう説明をしてこられました。

しかし、現場の職員は、懲罰を背景にするのではなく、様々な働きかけを通して改善指導を行つてきたと思うんですね。これは、石塚参考人から、現場の職員は本当にいろいろ苦労しながら、運動機付けの面接などカウンセリングの手法も使っていろいろ取り組んでいると、この委員会でも御紹介があつたとおりです。

大臣の答弁ですの大臣に伺うのですが、指導を義務付けなければ改善更生を図れなかつたという事例というのは一休幾つあるんでしょか。

○国務大臣(古川禎久君)

その事例の数といふことはできませんが、それはわかに今ここでたちまちお答えするためにはできませんが、この拘禁刑を創設するために今回の法改正でしようとしているわけで

すけれども、この拘禁刑というのは、委員会でも御説明申し上げておりますとおり、個々の受刑者の特性に応じて、そして作業と指導とをベストミックスした処遇を行うことができるようになりますが、同時にこれは、答弁いたしましたように、この作業や指導を拒むと、それをそのまま尊重するということになりますと、改善更生、再犯防止のための働きかけを行うことができないということになりますと、改善の創設の目的そのものが達成できないということになるということを申し上げているのです。

ですから、特性に応じたより効果を期待できるような拘禁刑をつくるという、その拘禁刑の制度の中には、今申し上げたように、それは作業や指導を義務付けるということは当然おのずからそれは前提になつてゐる事柄だろうというふうに考えております。

○山添拓君 いや、義務付けなくても働きかけというのはできますよね。現に刑事収容施設で様々な働きかけというのは行われていると思うんですよ。

法務省に伺いますけど、改善指導を拒否した件数、さつきは拒否によって懲罰をした件数は十九件とお示しいだきましたが、そもそも改善指導を拒否した件数というのは把握されていますか。

○政府参考人(佐伯紀男君) 改善指導を拒否して、様々な指導を行つたのですが、その上で懲罰に至つた件数は先ほどお答えしたとおりでござりますが、懲罰に至らなかつた件数というのは統計としては取つてございません。

○山添拓君 ですから、大臣、義務付けなければ働きかけを行うことができないと、そう大臣はおっしゃるんですねけれども、その根拠となる事実というのはないんですね。改善更生を拒否した件数というのは把握もされていない。義務付けなければ働きかけることができない、そういう事実はないんじゃないですか。

○政府参考人(佐伯紀男君) 各種の指導を行つ上

の処遇を拒否する人に對して本人の自発性を高めるために働きかけ、これは当然することになりますし、これまでもしてまいりました。

現状でも、再犯リスクが非常に高い人が改善指導を拒否したり説得に応じないとすることは間々ありますけれども、いかがですか。

○政府参考人(佐伯紀男君) お尋ねの若年受刑者ユニット型処遇というものにつきましては、法制審議会から若年の受刑者を対象とする処遇内容の充実を図ることについて御答申をいただいたことを踏まえまして、川越少年刑務所、それから美祢ニットを設置して、そこで特定少年を含むおむね二十六歳未満の若年の受刑者を対象に、少年院の知見などを活用した趣旨のその処遇を行おうとするものでございます。

あくまで受刑者を刑事施設に収容して刑事収容施設法に基づいて受刑者処遇を行つものでございまして、少年院の処遇そのものを、あるいは少年院法に基づく処遇を行おうとするものではございません。

施設法に基づいて受刑者処遇を行つものでございまして、少年院の処遇そのものを、あるいは少年院法に基づく処遇を行おうとするものではございません。

として、現場の処遇の問題としてどのように対応するかというのはありますけれども、刑の内容としては自由を奪うのにとどめるべきだというのが国際的な流れだと、これをさきの参考人質疑でも指摘されてきたんだと思うんですね。

ちょっと次の別の話題に行きたいと思いますが、私、そもそも刑罰はどうあるべきかという問題が根底にはあると思うんです。

今日もお話をありました川越少年刑務所では、今年の秋から、少年院が蓄積してきた矯正教育のノウハウを活用して、二十六歳までの若者も対象にする若年者ユニットを設けると伺いました。参加された委員の方は御記憶のとおりです。

少年院の矯正教育は、少年の立ち直りのために重要な役割を果たしてきました。しかし、少年院でこのように国家がパターーナリズムで介入できるのは、それが未成年であつて保護の対象だからであります。教育的措置だから許される、必

憲役や禁錮、あるいは拘禁刑は刑罰です。保護処分とは異なります。成人に対しても本人の意思を尊重して聞わるべきであつて、刑の内容として教育的措置をとることはできないのではないかと思

いますけれども、いかがですか。

○政府参考人(佐伯紀男君) お尋ねの若年受刑者ユニット型処遇というものにつきましては、法制審議会から若年の受刑者を対象とする処遇内容の充実を図ることについて御答申をいただいたことを踏まえまして、川越少年刑務所、それから美祢ニットを設置して、そこで特定少年を含むおむね二十六歳未満の若年の受刑者を対象に、少年院の知見などを活用した趣旨のその処遇を行おうとするものでございます。

あくまで受刑者を刑事施設に収容して刑事収容施設法に基づいて受刑者処遇を行つものでございまして、少年院の処遇そのものを、あるいは少年院法に基づく処遇を行おうとするものではございません。

施設法に基づいて受刑者処遇を行つものでございまして、少年院の処遇そのものを、あるいは少年院法に基づく処遇を行おうとするものではございません。

として、現場の処遇の問題としてどのように対応するかというのはありますけれども、刑の内容としては自由を奪うのにとどめるべきだというのが国際的な流れだと、これをさきの参考人質疑でも指摘されてきたんだと思うんですね。

ちょっと次の別の話題に行きたいと思いますが、私、そもそも刑罰はどうあるべきかという問題が根底にはあると思うんです。

今日もお話をありました川越少年刑務所では、今年の秋から、少年院が蓄積してきた矯正教育のノウハウを活用して、二十六歳までの若者も対象にする若年者ユニットを設けると伺いました。参加された委員の方は御記憶のとおりです。

少年院の矯正教育は、少年の立ち直りのために重要な役割を果たしてきました。しかし、少年院でこのように国家がパターーナリズムで介入できるのは、それが未成年であつて保護の対象だからであります。教育的措置だから許される、必

要とされると、こういう理屈だと思うんですね。

ここでは、受刑者が自発的、自律的に改善更生及び社会復帰の意欲を持つことが大切だ、受刑者の提言がまとめられました。

ここでは、受刑者が自発的、自律的に改善更生

を十分に意識したものでなければならない、これまでの受刑者処遇において、受刑者を管理の対象としてのみ捉え、受刑者の人間性を軽視した処遇がなされてきたことがなかつたかを常に省みながら、現在の受刑者処遇の在り方を根底から見直していくことが必要であるとされていました。このことは再確認されるべきだと思うんです。

大臣に改めて伺いますが、作業や指導を義務付けて懲罰を背景に強制することは、受刑者の人間性を軽視することにつながりかねないと、こう思っていますけれども、いかがですか。

これは、ここに言う改善更生といいますのは、罪を犯すに至つた要因となつてゐる悪い点を改めるとともに、再び犯罪に及ぶことなく社会生活を送ることができるようになることを意味するものでありまして、これは、憲法上保障される思想及び良心の自由を侵害することが許されないという点は、これはもう当然のことであります。

○山添拓君 ちよつと必ずしもかみ合つてゐる上には思いませんでしたが、時間参りましたので、終わりますが、我が党はこの後、修正案を提出したいと思っています。拘禁刑は、刑法上、刑事事務に拘置することのみを規定し、受刑者の作業は、受刑者が希望するときはその機会を与えると規定されることは、位置付けにする、作業を怠つた場合に懲罰を科されることがないような規定にするべきだと考

卷之二

も、確認の意味でちょっとお聞きしたいと思います。

七日の参考人質疑では、今井参考人、石塚参考人から異口同音に、拘禁刑の下では改善更生の作業や指導が刑罰の内容として課されるようになるという指摘がありました。異なる立場の専門家がいずれもこの刑の内容だということですから、そ

う理解すべきだろうと思ひます。
他方で、これまでの政府参考人の答弁では、この作業や指導が拘禁刑という刑罰の内容として課

されるかどうかについては明言されませんでした。
そこで、先ほどのお答えになると思うので、要するに、確認としては、刑罰の内容として課されるかどうかはともかく、新しい刑法十二条三項の下では、課された作業を行い指導を受けることは受刑者の義務であると、こういうことで先ほどお答えになつたと思いますので、これだけ確認いたしました。

○政府参考人(川原隆司君) お答えをいたします。
す。
今回の法改正におきましては、より一層の改善更生、再犯防止を図る観点から、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設することとし、刑法第十二条第三項において、拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るために、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる規定することとしております。
同項に基づいて受刑者に作業を行わせ、又は指導を行うこととなつた場合、刑法上、当該受刑者には作業を行い、又は指導を受ける義務があると考えていいところでござります。

○高良鉄美君 改めて義務だということで捉えました。

そこで、拘禁刑の受刑者に対しては、改善更生及び円滑な社会復帰に必要と認められる場合には作業を行わせるものとされているわけですけれども、この受刑者の改善更生や社会復帰に役立つ作業と、それを用意することが重要なことと思いま

そこで、作業の内容もいろいろあると思います

けれども、他方で、日本の刑務所は受刑者に自営作業、すなわち施設における炊事、清掃、介助、矯正施設の建物の修繕等の作業を行わせています。拘禁刑の創設後も、従来と同様に自営作業を受刑者に行わせる方針なのでしょうか。

○政府参考人(佐伯紀男君) お答えいたします。拘禁刑創設後も、受刑者個々の特性を考慮しながら、改善更生及び円滑な社会復帰を図るために必要な作業を行なえることは可能でございますので、多様な作業を確保するといった観点から、今回の法改正後にも自営作業を廃止することは想定してございません。

業のために受刑者を確保すると、この作業は作業のための受刑者といううんでしょうかね。を確保しようとすると、改善更生や社会復帰という作業の目的が後退してしまうのではないでしようかということですね。ただでさえ刑務所では現在高齢化が進んでいるというお話を山下委員の方からありました。

自営作業を担うことのできる人材は限られていますと聞きます。例えば、毎日の炊事を担当する受刑者はなかなか休むこともできず大変だとも聞いていますが、そうした作業が本人たちの改善更生や社会復帰にどれだけ効果的なのかについては疑問もあります。自営作業を担う受刑者を確保するためにそうした受刑者の社会復帰がないがしろにされないか懸念されますが、法務省の見解を伺います。

○政府参考人(佐伯紀男君) お答えいたします。
(委員長退席、理事高橋克法君着席)
一般的に申し上げまして、その炊事、洗濯、介添え等の自営作業につきましては、社会での労働に質、量共に近似したものであるというふうに考

えてございます。受刑者が自らの役割を理解した上で作業工程や手順を考えながら効率的に実行す

る作業でござりますので、出所後の就労に必要な可欠な責任感、主体性、協調性といった能力を身に付け、また伸長させる上で相応の効果が期待できるものと考えてございます。

また、これらの作業により習得が期待されるこ

の効果につきましては、出所後、雇用する企業からも強く要請されているものでございますので、自営作業は改善更生や円滑な社会復帰に資するものと考えてございます。

○**高良鉄美君** そこが本人の社会復帰にということで、判断は一応その作業の過程を見れば、一般的の、社会のですね、企業のとか、そういうふたことから求められるということですが、受刑者の方からすると、この作業、いわゆる自営作業は外部に委託するというようなこともありますのでありますね。

ですから、自営作業の将来的な在り方にについても、ちよつと見直さないといけない。要するに、今回、刑法のこの拘禁刑の中での本人に合ったといふのが、見合うものということですから、特性とかですね、そういうことになると、必ずしも自営作業がこの特性として合っている、合っていないというのにはまた問題になるかと思うんですね。

ですから、社会復帰に有用な作業を確保するための具体的な対策というのがないまま、単に作業の目的が今回懲らしめから立ち直りに変わりますとはいっても、看板を掛け替えるだけで国民をだますような感じにならないかと。しかも、その一方で作業や指導を拒否すれば懲罰を科されるというわけですから、前回の参考人質疑で石塚参考人も言われたように、これは眞の立ち直りのための制度とは程遠いと言わざるを得ないというような

形を言われました。今回の改正は明治四十年以来の大改正ですから、今後もしっかりと見直し作業を続けていく必要があると私は考えます。

そこで、アウトソーシングなどを含めて外部に委託するというようなことは考えているでしよう

か。

○政府参考人(佐伯紀男君) 自営作業の在り方に
ついては先ほどお答えしたとおりでございます
が、現在、刑事施設の一部ではPFI手法あるい
は公共サービス改革法の枠組みを用いまして、効
率的な施設運営や地域貢献などの観点から、給
食、洗濯といった自営作業のうち様々な業務を民
間委託して実施している施設がございます。

自営作業は、今も御答弁したとおりでございま
すが、受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰を図
る上で有効な作業であると認識しております
が、引き続き実施してまいりますが、一方で受刑者の
減少であるとか高齢化などにも対処する必要がござ
ります。

こういったことから、施設の構造であるとか必要な
スペースの確保といったハード面、あるいは委託できる企業の確保といったソフト面などの課題
にも対処しながら運営の効率性を含め総合的に検討してまいりたいと考えてございます。

○高良鉄美君 今回、本人のこの特性、受刑者の
特性に応じてということが非常に重要だと私も思
っています。その点、やっぱりこの施設の在り方、あるいはその運営の在り方等々も含めて今回しっかりと見直し作業を続けていくということが大事だと思います。

次に、更生保護法関係について伺います。
七日の参考人質疑においても指摘がありました
が、今回の刑法等の改正案には、性質の異なる、
先ほどからずっと出ていますけれども、性質の異なる数多くの改正提案が含まれており、中にはこれまでに実質的な議論が全くなされていないものや極めて重要な論点もあります。更生緊急保護に関する提案もその一つであると考えます。
安江委員の方からもこの更生緊急保護に関する
指摘がありましたけれども、今回、この更生保護法の改正案として、検察官が直ちに訴追を必要としないと認めた者に対する更生緊急保護を可能とすることという提案があります。これについては、法制審議会部会で起訴猶予処分前の者に対する

る更生緊急保護として議論されていたものという理解でよろしいでしょうか。

○政府参考人(宮田祐良君) 法制審議会においては、諮問事項を検討する上での素案として部会にて配付されました検討のための素案におきまして、御指摘いただきましたとおり、起訴猶予処分前の者に対する更生緊急保護と記載がされて、これを参考に議論が行われた結果、令和二年十月二十九日付けの答申におきまして、検察官において直ちに訴追を必要としないと認める者に対する更生緊急保護として取りまとめられました。

【理事高橋克法君退席、委員長着席】
今般の改正は、この法制審議会の答申を踏まえて行うものでございます。

○高良鉄美君 今言われたような形で、検察官の
いうようなことがありますけれども、更生保護の関連が今回の法案の中身として十分審議された
かどうかということがちょっと問題がありまして、そこをお伺いしたいんですけれども。

検察官が直ちに訴追を必要としないと認めた者
という規定が、まあ素直にこれを読めば、必ずしもこの起訴猶予処分と決めている被疑者に限らず、将来起訴する可能性も否定できない被疑者も含むように理解できます。これも先ほどとちょっと関連しますが、京都弁護士会が五月二十日付けで出した意見書や、日弁連が五月二十六日付けで出した被疑者に対する社会内処遇制度案に対する

会長声明の中でも同じような懸念が示されています。
ところで、ちょっとともうこの関連は答弁重なる
と思いつますので、この更生緊急保護に先立つて、被疑者がまだ勾留されているうちに生活環境の調整ができるようにする制度も併せて提案されています。刑事手続から離脱した人が速やかに社会復帰を果たせるようになるためには、早い段階からの支援や環境調整が重要であると思い、その点でこの制度の創設には意義があると考えます。

ただ、気になるのは、生活環境の調整に当たっては検察官の意見を聞くものとされ、検察官が捜査に支障を生ずるおそれありと、相当ではないと理解でよいと述べています。
しかし、客観的に生活環境の調整を行う必要性があつて、被疑者本人もそれを望んでいるという場合であつても、検察官が反対すれば環境調整ができないということはおかしいのではないかと思います。
○政府参考人(宮田祐良君) 生活環境の調整の関係で御質問でございますけれども、この点、捜査に支障を生ずるおそれがあり相当でないという意見があった場合には生活環境の調整はしないできないということになつてございますけれども、そもそも勾留が、勾留中に行われる生活環境の調整でございまして、勾留がそもそも被疑者の逃走や罪証隠滅を防止しながら適正に捜査を行ふため認められているというものであることから、勾留中の被疑者について仮に捜査に支障を及ぼすようないふうに考えております。
他方で、御指摘のとおり、勾留されている被疑者の中にも定まった住居がないなど安定した生活基盤がない者が存在いたしますし、そのような人が釈放された場合に、自ら公的機関等に支援を求めるといふふうに考えております。
今なぜこういうことを言うかと、こういう質問をするかということと、法制審議会部会では、検察官が被疑者に対して改善更生に向けた働きかけをするといふ制度案についても議論されていたといふべきであります。この制度案は、日弁連を始め各方面からの反対などもあり、部会での議論の結果、見送りになつたと理解しています。

しかし、今回の提案によって、見送りになつた制度案と同じような検察官による働きかけが実質的に可能になつてしまふのではないかでしょうか。
○政府参考人(宮田祐良君) 先ほどもお答え申し上げましたとおり、まず勾留中の被疑者に対する生活環境の調整は、捜査に支障のない範囲で勾留中の段階から生活環境の調整を行い、釈放後の生活の安定等を図ろうとするものでございますし、また釈放後の更生緊急保護は、対象となる人が申出、保護してほしいという手を挙げた方、その場合において、保護観察所の長がその必要があると認められた場合に行うものでございます。
委員が御指摘いただいている、その一連の手続が実質的に検察官がコントロールすることとなるといったような趣旨が明らかでございませんので、どのように受け止めていいかちょっと戸惑つ

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

実はこの問題は次の子供の養育あるいは教育条件ともつながつてくるんですけれども、先日、滋賀県内東近江市内で三十六歳の藤井篤さんという方からかなり強い訴えをいただきました。それで、藤井さん自身は「自分のような子供を減らしてほしいので法務委員会で実名で紹介してもらつて結構だ」ということで、具体的に紹介させていただきます。

子供時代に親からの虐待を受け、家族の地獄から抜け出したんだけど、今度は社会の地獄に。それが、職場をいろいろ非正規で転々として大変だったと。その後半のことはこの場のテーマではないんですけど、その家族の地獄というのは、自分が物心付いたときに既に実の父親はコンタクトがない、母親が同居していた義理の父親から大変な暴力、虐待を受け、そこから逃げ出しが大変だったと。母親は自分と弟を守ってくれなかつた。義理の父親に全く抵抗できず、そして、あと、小学校高学年では、義理の父親が母と離婚したそのときには、母が今度は食べ物を作ってくれず、本当にひもじい思いをしたと。これはずっと大阪での子供時代だった。

最近、滋賀県に引っ越してきて、滋賀は御飯もおいしいし、うれしいということも言つてくださつていたんですねけれども、その実の父親はとっても優しい人だった後から彼が亡くなつたときについた。結婚していた妻という人から、息子に渡してとかなり大金を送つてもうつて、ようやく専門学校に行けたと。父親も自分のことを気にしてくれていた。死後、父親が死んでから知つてつらかつたと。

藤井さんがこう訴えてくれたんですけど、た

だ、それは、藤井さん、実の父親とコンタクトで

きないのは、日本が片親親権ということで、元々

の父親とやり取りできないのは本当に日本だけ

のよと言つたら、えつ、そんなこと考えたことも

なかつた、私の周りには親が離婚して苦労した人

がいっぱいいるということで、是非自分のことを

紹介してほしいということでした。

今日、資料を、資料二のところに、離婚の後、子供が父親と過ごした一ヶ月当たりの養育時間の量と青年期での父親との情緒的安定性というのを、これはアリゾナの州立大学のファブリシャス先生という方が千二百人を対象に調査したものがあります。資料三です。

ここ、資料一と二併せて法務大臣にお伺いしたいんですが、親とのやり取りの高い子供は情緒的安全性が高いんだということがこれほどきちんとデータで出されている。日本でももちろんあります。二〇一九年の十一月二十八日に、私、小田切先生の例をもつて御質問させていただいたんですけど、このようなことに対して、法務大臣、どうお考えでしようか。短くて結構ですので、お願ひします。

○国務大臣(古川禎久君) 今委員からお示しいただきました資料二についてお答えを申し上げますと、父母の離婚後の父親による養育時間と子供の健全な成長との間に一定の関連性があるのではないかという、このような御意見があるのではないかとは承知をいたしております。

一般論として申し上げますと、子供が実の父あ

るは実の母の愛情を受けて養育されるということは、その子の生活の安定度と心身の成長にとつて大変重要なことであるのは、これはもう当然のことだと思ふんですけども、しかし、子供の養育をめぐる環境というのは各家庭様々な事情もあり得るところであつて、例えばその御紹介をいただきたような虐待みたいなこともあるわけですね。ですから、一概に、その距離感を取ればいいのか悪いのか、一概になかなか難しい世の中に

はケースもあるうかと思います。

そして、そのことについて、資料五ですが、こ

れも最近ですが、六月六日に櫻井よしこさんが、今法制審のまま進むと家族が解体するおそれがある、だから逆にこの民間法制審のような意見が大変重要ではないかということで、新聞記事を出ておりました。これもかなり驚いたんですけど、本当に子供た

のですので、多様なものがあるというだけで逃げられない。まして、法律あるいは社会の仕組みというものは最大多数の最大幸福を求めるわけですから、例外的なところあるいは一部だけを誇張するのは問題ではないかと思います。

実は、資料の三、四について、お時間もないのに紹介させていただきますと、資料三は、既に五月の中間報告、それがこの夏にまとまるということがありますけれども、ここでの部会資料の問題点といふことを私、十項目に分けて質問させていただきました。

この資料三は前回五月にお出ししたものと一緒にきました資料二についてお答えを申し上げますと、父母の離婚後の父親による養育時間と子供の健全な成長との間に一定の関連性があるのではないかと、それから、このように、この資料三は前回五月にお出ししたものと一緒にきました資料二についてお答えを申し上げますと、父母の離婚後の父親による養育時間と子供の健全な成長との間に一定の関連性があるのではないかと、それから、このように、この資料三は前回五月にお出ししたものと一緒にきました資料二についてお答えを申し上げますと、父母の離婚後の父親による養育時間と子供の健全な成長との間に一定の関連性があるのではないかと、それから、このように、この資料三は前回五月にお出ししたものと一緒にきました資料二についてお答えを申し上げますと、父母の離婚後の父親による養育時間と子供の健全な成長との間に一定の関連性があるのではないかと、それから、このように、この資料三は前回五月にお出ししたものと一緒にきました資料二についてお答えを申し上げますと、父母の離婚後の父親による養育時間と子供の健全な成長との間に一定の関連性があるのではないかと、それから、このように、この資料三は前回五月にお出ししたものと一緒にきました資料二についてお答えを申し上げますと、父母の離婚後の父親による養育時間と子供の健全な成長との間に一定の関連性があるのではないかと、それから、このように、この資料三は前回五月にお出ししたものと一緒にきました資料二についてお答えを申し上げますと、父母の離婚後の父親による養育時間と子供の健全な成長との間に一定の関連性があるのではないかと、それから、このように、この資料三は前回五月にお出しの

ので、多様なものがあるというだけで逃げられない。まして、法律あるいは社会の仕組みで、そして子供のための法制度改革をするには、

櫻井よしこさんは民間法制審の案を大変積極的に紹介をしておられました。

資料は提示させていただいたと思うんですけれども、これを読まれて、民間法制審への意見、あるいは櫻井よしこさんのこの記事に対する意見、聞かせていただけたら幸いです。

○国務大臣(古川禎久君) 父母の離婚後の子の養育の在り方につきましては、ただいま委員から御紹介いただいた団体の御意見のように離婚後の共親権制度の導入を求める意見もある一方で、そのような方向になると、本当に、男女共同参画という意見があるものと承知をいたしております。

この課題について幅広く今調査中の法制審議会におきましては、本年夏頃に中間試案を取りまとめることを目指しているというように聞いております。この取りまとめのそのためには、法制審議会におきまして、これまでの議論の結果を踏まえて考え方を整理した上で更に議論を詰めるなどの作業が必要となつて、この議論の先行きというの

は、現時点で確定的な方向性が何か定まつているというような段階ではないというよう聞いておりますけれども、今後パブリックコメントの手続によつて、御紹介をいたいたいた団体の御意見に限らず、国民各層からの様々な御意見を幅広く聴取する機会が設けられることになろうというふうに存じます。

引き続き、子の最善の利益を確保するという観点から、充実した調査審議が行われていくことを期待しております。

○嘉田由紀子君 想定していたとおりの答弁でございました。つまり、様々な意見をということでございます。

それから、子供の最善の利益、その子供の最善の利益というときには、先ほど藤井篤さんの例をあげて出させていただきましたけど、本当に子供た

ちは自分が置かれている状態に對して、日本だけが単独親権なんだ。私は藤井さんに、あなたがフランスで生まれたら、こんなにお父さんと引き離されて、そして食べる物もなく、苦労はなかつたのよ、スウェーデンで生まれたらお話ししたんですけど、えっ、そんなこと考えたことない、僕は自分が日本に生まれたいとか思わなくてももう生まれていたんだからということで、本当に、子どもの権利条約もそうです。それから、ハーグ条約もそうです。それから、既にEJがあるは海外からも日本が拉致国家と言われているその根本は、単独親権制度の問題なんですね。

そのところを変えられるのはもうこの立法府しかないんです。こうやっている間にも、法制審、去年の二月に諮問して、三月からもう一年半、その間に片親を奪われる子供、毎年二十万人ですから、三十万人ほどがこの一年半で片親を奪われているんです。という意味で、大変時間は迫っています。子供は日々生まれ、育つてありますので、この法制審の中間報告及びその後のパブリックコメント、最終報告のスケジュール、特にそこでの多様な意見を聞くということでしたら、例えばこの民間法制審、この意見は既に自民党の法制部会に議論していただいているということですけれども、こういう意見も対等に扱っていただきたいです。最後にお願いいたします。

○國務大臣(古川禎久君) 法制審議会におきましては、そのパブコメ等を通じまして、あるいは様々なその審議の過程において幅広く国民の御意見を聞くということでござります。特定の団体に限らず、幅広く様々な国民の声を集めた上で調査審議を進めていくということになります。

○嘉田由紀子君 幅広くということでございますので、何よりも当事者の子供たちがなかなか声を上げられない。既に去年調査はしていただき、また、今インターネット調査もしていただいているということでございますけれども、そこを是非、子供たちの声を前向きにリアルに聞いていただき、そして、国際的に、二十四か国調査でも、單

どあるいはトルコはありますけど、宗教的にも違いますので、先進国では日本しか単独親権がないと。しかも、アジア地域でも、台湾、韓国、中国も共同親権を基本にしております。

この辺り、国際基準、そして、日本の子供たちが何よりも自己肯定感を失い、そして、少年刑務所の皆さん、日本では余りデータ取っていないのに手を染めざるを得ない子供の比率が大変高くなっております。前半の刑法の話との共同親権の話はつながっているんだと、社会の根本で。そのところを是非、法務大臣始め、また政治の皆さんにも理解していただきたいと思います。

以上です。私の方、時間来ましたので終わります。

○委員長(矢倉克夫君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、福岡資麿君及び下野六太君が委員を辞され、その補欠として羽生田俊君及び山本博司君が選任されました。

刑法等の一部を改正する法律案の修正について御報告いたします。

本日、福岡資麿君及び下野六太君が委員を辞され、その補欠として羽生田俊君及び山本博司君が選任されました。

○委員長(矢倉克夫君) 他に御発言もないようですが、そのうち、正当な理由なく作業を怠つてはならないことを削るとともに、刑事施設の長は、受刑者が希望するときは、原則として、その受刑者に対し、その改善更生及び円滑な社会復帰を図るために、捜査当局の判断で政治的な表現の自由が現に性質上、逮捕時に正当行為でないことが明白と言えられる場合は実際には想定されないとしています。しかし、北海道警察やじ排除事件に見られるように、捜査当局の判断で政治的な表現の自由が現に脅かされています。侮辱罪の恣意的な運用が現に是正されています。侮辱罪の恣意的な運用の懸念は依然として払拭できません。誹謗中傷への対策は民事的救済を充実すべきであり、侮辱罪の法定刑引上げは行うべきではないと考えます。

また、本法律案は、現行の懲役刑と禁錮刑を廃止し、新たに拘禁刑を創設します。現行法は、懲役については作業を義務付けていますが、禁錮については作業を義務付けておりません。ところが、本法律案は、刑の内容として全ての受刑者に対する作業と指導を義務付けています。

国連が被拘禁者待遇の最低基準を示したネルソン・マンデラ・ルールズは、犯罪をした人が社会に再統合されるようになりますので、この山添君から発言を求められておりますので、この山添君から許します。

○山添拓君 刑法等の一部を改正する法律案に対し、日本共産党を代表して、修正の動議を提出いたします。

その趣旨を御説明します。

本法律案は、侮辱罪の法定刑に懲役、禁錮を追加する等の厳罰化をするものです。インターネット上などの悪質な誹謗中傷対策として提案されたものですが、言論表現を处罚の対象としながら、具体的にどのような表現が侮辱に当たるのかは、審議を通じても全く明らかになつております。

獨親権はもう日本しかないんだと、海外では印度あるいはトルコはありますけど、宗教的にも違いますので、先進国では日本しか単独親権がないと。しかも、アジア地域でも、台湾、韓国、中国も共同親権を基本にしております。

衆議院で政府が示した統一見解は、侮辱罪による現行犯逮捕について、表現の自由の重要性に配慮しつつ慎重な運用がなされる、表現行為といふが何よりも自己肯定感を失い、そして、少年刑務所の皆さん、日本では余りデータ取っていないのに手を染めざるを得ない子供たちが何よりも自己肯定感を失い、そして、少年刑務所の皆さん、日本では余りデータ取っていないのに手を染めざるを得ない子供の比率が大変高くなっております。前半の刑法の話との共同親権の話はつながっているんだと、社会の根本で。そのところを是非、法務大臣始め、また政治の皆さんにも理解していただきたいと思います。

以上です。私の方、時間来ましたので終わります。

○委員長(矢倉克夫君) これより両案及び修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○山添拓君 日本共産党を代表し、我が党提出の刑法等改正案修正案に賛成、内閣提出の二法案に反対の討論を行います。

内閣提出法案は、SNSなどインターネット上の誹謗中傷が社会問題化する中、侮辱罪の法定刑に一年以下の懲役、禁錮、三十万円以下の罰金を追加しようとするものです。しかし、ネット上の誹謗中傷に対しては、発信者情報の特定や保存の義務付けなど、民事的な救済手段を充実させることが必要であり、法定刑引上げによる実効性に疑惑があります。一方で、侮辱罪の法定刑引上げは、逮捕、勾留できる場合を拡大し、教唆犯や助犯も处罚対象とします。

政府統一見解は、侮辱罪による現行犯逮捕につけるべきだと考えます。

以下、主な内容について御説明申し上げます。

第一に、侮辱の罪の法定刑を引き上げる改正を行わないこととしております。

第二に、拘禁刑及び拘留について、これらに処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができるとしております。

第三に、作業を怠つた場合に懲罰を科されることがないよう、受刑者の遵守事項として定める項目のうち、正当な理由なく作業を怠つてはならないことを削るとともに、刑事施設の長は、受刑者が希望するときは、原則として、その受刑者に対し、その改善更生及び円滑な社会復帰を図るために、捜査当局の判断で政治的な表現の自由が現に性質上、逮捕時に正当行為でないことが明白と言えられる場合は実際には想定されないとします。

しかし、北海道警察やじ排除事件に見られるように、捜査当局の判断で政治的な表現の自由が現に脅かされています。侮辱罪の恣意的な運用が現に是正されています。侮辱罪の恣意的な運用の懸念は依然として払拭できません。誹謗中傷への対策は民事的救済を充実すべきであり、侮辱罪の法定刑引上げは行うべきではないと考えます。

また、本法律案は、逮捕の可能性を広げ、教唆や帮助をした人の处罚を可能としています。例えれば不起訴になつたとしても、現行犯逮捕のインパクトは自由な言論、表現に対する脅威となり、萎縮効果をもたらします。

衆議院で政府が示した統一見解は、侮辱罪による現行犯逮捕について、表現の自由の重要性に配慮しつつ慎重な運用がなされる、表現行為といふが何よりも自己肯定感を失い、そして、少年刑務所の皆さん、日本では余りデータ取っていないのに手を染めざるを得ない子供たちが何よりも自己肯定感を失い、そして、少年刑務所の皆さん、日本では余りデータ取っていないのに手を染めざるを得ない子供の比率が大変高くなっております。前半の刑法の話との共同親権の話はつながっているんだと、社会の根本で。そのところを是非、法務大臣始め、また政治の皆さんにも理解していただきたいと思います。

以上です。私の方、時間来ましたので終わります。

いて、表現の自由の重要性に配慮しつつ慎重な運

用がなされるとしていますが、逮捕の最終的な判断は現場の捜査官次第であり、担保となりません。現に北海道警やじ排除事件のように、トラブル防止を名目に時の首相や政権への異論、批判を封じた事実があります。

大臣は刑法三十五条の正当行為として違法性が否定され得ると言いますが、侮辱罪が正当行為を理由に無罪となつた裁判例は確認できず、「いかなる場合が正当行為に当たるかの確定的な説明もなく、懸念は拭えません。仮に現行犯逮捕などが起きた場合は、起訴されなくとも自由な言論表現への重大な脅威となり、回復し難い萎縮効果が生じます。侮辱罪の法定刑引上げはやめるべきです。

また、本法案は、現行の懲役刑と禁錮刑を廃止し、新たに拘禁刑を創設します。

国連が被拘禁者処遇の最低基準を示したマンデラ・ルールズは、拘禁刑とは自由の剥奪であり、原則としてそれ以上に苦痛を増大させてはならないとしています。改善更生や社会復帰という名で人々に受刑者が強制した時代があつたからにはなりません。作業や指導を義務付け、懲罰を背景に強制することは、受刑者の人間性を軽視することにつながりかねません。

日本共産党の修正案は、以上述べた反対理由を踏まえ、侮辱罪の法定刑引上げを行わず、拘禁刑は文字どおり自由の剥奪のみを内容とすること、刑務作業は受刑者の希望によることとし、刑事施設にはその機会を提供する責任があることを定めるものです。

委員各位の御賛同を重ねて求め、討論いたしました。

○高良鉄美君 私は、沖縄の風を代表して、刑法等の一部を改正する法律案及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案についての反対の立場から討論いたしました。

第一の問題点は、侮辱罪の法定刑引上げです。そもそも、侮辱罪の法定刑は、明治四十年に現

行刑法が制定されて以来、一度も引き上げられたことなく、拘留又は科料にとどまつきました。

時代や社会情勢が変わっても、このように極力軽い法定刑が維持され、かつかなり謙抑的に運用されてきたのはなぜでしょうか。それは、日本国憲法二十一条が表現の自由を保障しているからです。

国民が自由に意見を表明できることは民主主義の根幹です。当然ながら悪質な誹謗中傷は到底許されるものではありませんが、それは民事上の救済手段の充実など、別の手段によって対応すべきです。侮辱罪の法定刑を引き上げれば、憲法上保障された権利である、保障された権利である表現の自由を萎縮させるおそれがあることは明らかであります。こうした重大な犠牲を払ってでも引上げが必要なのか、特に慎重に時間を掛けた検討が必要だったはずです。

ところが、法制審議会部会の開催は僅か二回、諮詢から答申まで僅か一か月余りと異例の短期間で終わっています。反対意見や慎重意見が出され、そこで議論も尽くさずにこのような極めて短い期間で終わらせるのは、結論ありきで進められたと言わても仕方がないのではないかでしょうか。また、本来こうした重要な法改正の際に行われるパブリックコメントの募集が実施されなかつたという問題もあります。

一連の拙速な進め方は公正、適正な手続とは到底言えず、法制審議会の在り方自体も問われる大問題だと考えます。

第二点目は、拘禁刑の創設です。

新たに創設される拘禁刑は、作業と指導を組み合せて課すほか、作業を大幅に減らして指導を増やすことも可能であると承知しています。しかしながら、こうした作業を行い、指導を受けることは受刑者の義務であり、最終的には意に反しても強制することが可能とされています。

国連のネルソン・マンデラ・ルールズは、受刑者に処遇を強制するのではなく提供することを國家に求めていますし、国連の社会権規約委員会は

日本に対し、たとえ矯正の手段であつても労働を行します。

なお、意に反した処遇の強制という懸念は、本法案のうち更生保護法が規定する社会内処遇に對しても同様に生じます。

最後に、今回の法改正は、処遇を充実させるための諸制度の導入と侮辱罪の法定刑の引上げを内容としていますが、これらの課題は別々に諮詢がなされ、別々の部会で議論されてきたにもかかわらず、単に刑事法の改正だからという理由で一つの法案として提出され、同時に審議が進められました。民事訴訟法改正案の審議において多くの問題点が指摘されたように、このようなやり方は国会における法案審議を軽んじるものであり、極めて不当です。

以上のように、両法律案は、国民の表現の自由を萎縮させるおそれがあることや、受刑者の意に反してでも作業、指導が強制され得るという問題があること、さらには、法案提出に至る手続が適正でない上、全く別の問題を一つの法案としたことから、国会における審議も十分でないということが申し上げ、私の反対討論としたいと思います。

○委員長(矢倉克夫君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

刑法等の一部を改正する法律案について採決を行います。

まず、山添君提出の修正案の採決を行います。

本修正案に賛成の方の挙手を願います。
〔賛成者挙手〕

○委員長(矢倉克夫君) 少数と認めます。よつて、山添君提出の修正案は否決されました。

それでは、次に原案全部の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(矢倉克夫君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきも

のと決定いたしました。

この際、有田君から発言を求められておりますので、これを許します。有田芳生君。

○有田芳生君 私は、ただいま可決されました刑法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・新緑風会、沖縄の風及び碧水会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

刑法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 インターネット上の誹謗中傷による被害が多數発生し人権を著しく侵害する等の問題が深刻化している現状を踏まえ、インターネット上の誹謗中傷の防止及び誹謗中傷による被害が生じた場合の迅速かつ確実な救済を図るために施策を総合的に推進すること。

二 前項の施策を推進するに当たっては、インターネット上の匿名での誹謗中傷による侮辱罪に関し、被疑者の特定に係る被害者の負担を軽減すること。

三 第一項の施策を推進するに当たって、発信者情報開示請求制度に関し、迅速的確かな被害者救済とともに、民主主義の根幹である表現の自由、通信の秘密が確保されるよう特に留意の上、開示請求の要件や開示される情報の範囲など、プロバイダ責任制限法の見直しも含めた検討を同法の施行状況を見極めつつ行うこと。

四 第一項の施策を推進するに当たって、損害賠償命令制度の対象事件を拡大するなど簡易で迅速な損害賠償の実現に資する制度のほか、インターネット上の誹謗中傷に係る損害賠償の在り方や裁判費用の支援など、適正な被害回復のための方策を速やかに検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

侮辱罪の法定刑を引き上げても处罚範囲に

変更はないこと及び侮辱罪による現行犯逮捕に係る制限が法定刑の引上げにより外れたとしても当該現行犯逮捕が可能な場合は実際上は想定されないとする政府統一見解を捜査機関に周知徹底すること。

六 侮辱罪による私人逮捕は逮捕罪等の刑事責任が問われることや民事上の不法行為責任を負うことがあることを前項の政府統一見解と合わせて広く国民に周知・広報すること。

七 公共の利害に関する事項に係る意見・論評は表現の自由の根幹を構成するものであることを踏まえ、本法の附則に基づく三年経過後の検討に当たっては、侮辱罪への厳正な対処が図られることにより自由な表現活動が妨げられることのないよう、当該罪に係る公共の利害に関する場合の特例の創設について検討すること。

八 拘禁刑が創設されることにより刑務作業が減る場合があることも踏まえ、受刑者の社会復帰の原資となる作業報奨金の水準について検討すること。

九 本法の施行により、犯罪をした者の特性に応じた処遇を充実させて再犯防止を図ること

、拘禁刑の導入、刑の執行猶予制度の拡充、更生緊急保護の充実化等が行われることを踏まえ、その実務に携わる矯正施設及び更生保護官署の人的・物的体制の充実強化を図ることともに、施設内処遇と社会内処遇の緊密な連携を強化すること。

十 犯罪をした者に対する処遇の充実及び保護司の負担軽減を図るために、関係機関等のデータ連携も強化しつつ、矯正行政及び保護司活動を含む更生保護行政のデジタル化の推進、A-I技術の活用により、矯正施設及び更生保護官署における対象者のデータの収集・分析、効果的な処遇等の実施及びその効果検証等の施策を推進すること。

十一 拘禁刑の創設を踏まえ、刑事施設における処遇調査を充実させるとともに、必要に応

じて少年鑑別所の調査機能を有効活用することで、個々の受刑者の特性をこれまで以上に的確に把握し、その特性に応じた柔軟な処遇を推進すること。

十二

満期釈放者等の再犯防止を図る上で更生保護施設が果たす役割が重要であることを踏まえ、更生保護施設における充実したプログラムの実施や施設退所者等への訪問支援事業の全国展開、老朽化する施設の整備の促進等を図るための十分な財政的措置を講ずること。

十三

犯罪をした者の円滑な社会復帰を図るために、刑事司法手続終了後を含めた切れ目なくに鑑み、地方公共団体による地方再犯防止推進計画の策定や保護司活動の支援を含めた再犯防止のための施策が一層推進されるよう、地方公共団体に対する財政的支援を行うとともに、更生保護地域連携拠点事業の充実を図ること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(矢倉克夫君) ただいま有田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

(賛成者挙手)

○委員長(矢倉克夫君) 多数と認めます。よつて、本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(矢倉克夫君) 次に、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(矢倉克夫君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じます。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(矢倉克夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(矢倉克夫君) 引き続き、政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りをいたします。

○委員長(矢倉克夫君) 法務及び司法行政等に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、警察庁長官官房総括審議官近藤知尚君外五名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんでしようか。

○委員長(矢倉克夫君) 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(矢倉克夫君) 法務及び司法行政等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

○委員長(矢倉克夫君) 質疑のある方は順次御発言を願います。

○有田芳生君 立憲民主党の有田芳生です。

今日は、ウイシュマ・サンダマリさん死亡と名古屋入管の責任についてお聞きをしていきます。

去年の三月六日に名古屋入管でウイシュマさん

がお亡くなりになつて、もう一年以上がたちました。入管としては大部の最終報告書を出されましたが、それとも、その中の記述について、これおかしくなっています。

ただいまの決議に対し、古川法務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。古川法務大臣。

○國務大臣(古川禎久君) ただいま可決されましたが、入管としては大部の最終報告書を出されましたが、それとも、その中の記述について、これおかしくなっています。

ただいまの決議に対し、古川法務大臣から発言

を求められておりますので、この際、これを許します。古川法務大臣。

○國務大臣(古川禎久君) ただいま可決されましたが、入管としては大部の最終報告書を出されましたが、それとも、その中の記述について、これおかしくなっています。

ただいまの決議に対し、古川法務大臣から発言

を求められておりますので、この際、これを許します。古川法務大臣。

○國務大臣(古川禎久君) ただいま可決されましたが、入管としては大部の最終報告書を出されましたが、それとも、その中の記述について、これおかしくなっています。

ただいまの決議に対し、古川法務大臣から発言

求められておりますので、この際、これを許します。古川法務大臣。

○國務大臣(古川禎久君) ただいま可決されましたが、入管としては大部の最終報告書を出されましたが、それとも、その中の記述について、これおかしくなっています。

ただいまの決議に対し、古川法務大臣から発言

求められておりますので、この際、これを許します。古川法務大臣。

しようか。

○政府参考人(西山卓爾君) 名古屋局における死亡案のこの調査報告書につきまして、令和三年三月三日の記載について、ウイシュマさんが自ら発言していないことを自ら発言したかのような虚偽の記載があるのではないかとの御指摘などをいたしましたところでございます。

○有田芳生君 発言していないことを発言したところは、これを委員長に御一任願いたいと存じます。

なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じます。

〔賛成の方の挙手を願います。〕

○委員長(矢倉克夫君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じます。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(矢倉克夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(矢倉克夫君) 引き続き、政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りをいたします。

○委員長(矢倉克夫君) 法務及び司法行政等に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、警察庁長官官房総括審議官近藤知尚君外五名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんでしようか。

○委員長(矢倉克夫君) 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(矢倉克夫君) 法務及び司法行政等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

○委員長(矢倉克夫君) 質疑のある方は順次御発言を願います。

○有田芳生君 立憲民主党の有田芳生です。

今日は、ウイシュマ・サンダマリさん死亡と名古屋入管の責任についてお聞きをしていきます。

去年の三月六日に名古屋入管でウイシュマさん

がお亡くなりになつて、もう一年以上がたちました。入管としては大部の最終報告書を出されましたが、それとも、その中の記述について、これおかしくなっています。

ただいまの決議に対し、古川法務大臣から発言

求められておりますので、この際、これを許します。古川法務大臣。

○國務大臣(古川禎久君) ただいま可決されましたが、入管としては大部の最終報告書を出されましたが、それとも、その中の記述について、これおかしくなっています。

ただいまの決議に対し、古川法務大臣から発言

求められておりますので、この際、これを許します。古川法務大臣。

○國務大臣(古川禎久君) ただいま可決されましたが、入管としては大部の最終報告書を出されましたが、それとも、その中の記述について、これおかしくなっています。

ただいまの決議に対し、古川法務大臣から発言

求められておりますので、この際、これを許します。古川法務大臣。

○國務大臣(古川禎久君) ただいま可決されましたが、入管としては大部の最終報告書を出されましたが、それとも、その中の記述について、これおかしくなっています。

ただいまの決議に対し、古川法務大臣から発言

求められておりますので、この際、これを許します。古川法務大臣。

○國務大臣(古川禎久君) ただいま可決されましたが、入管としては大部の最終報告書を出されましたが、それとも、その中の記述について、これおかしくなっています。

ただいまの決議に対し、古川法務大臣から発言

求められておりますので、この際、これを許します。古川法務大臣。

んやりしている。三月一日の最終報告書に書かれているんですよ。それを何で三月三日にもまた書いているんですか、しゃべつてないことを。

○政府参考人(西山卓爾君) 繰り返しになりますけれども、報告書においては、三月三日の記載につきまして、ウイシュマさんが看護師に訴えていた症状等を特定するため、その症状等を明らかにすることを主眼としたものでございまして、それで旨を述べたとして一括して記載したということです。

○有田芳生君 違う。三月三日にしゃべつてないことを述べたと最終報告書を書いたわけでしょう。だけど、三月一日の最終報告書に、しゃべつているんですよ。だつたら、何で三月一日にしゃべつたものを三月三日にしゃべつてないのに入れましたか。おかしいでしよう。

○政府参考人(西山卓爾君) 御質問の趣旨が理解できていませんから、三月一日のウイシュマさんが実際に発言をしたというところについては、それはそれで報告書に、今委員が御指摘のように報告書で記載があるところでございます。

その上で、先ほど申し上げたように、三月三日の記載については症状を訴えていた症状等を特定するという、そういうことを主眼とするため、一括して旨を述べたという形でまとめて記載をさせていただいたということをございます。

○有田芳生君 補足説明について伺います。頭の中が電気工事をしているみたいに騒がしいなどなどで、指摘されてうなづくなどした。うなづくなどした、うなづいたことを述べたに最終報告書が書いている虚偽があるんだけれども、このうなづくなどしたの、などというのは一体どういうことを示すんでしょうか。

○政府参考人(西山卓爾君) 看護師が確認した症状について、ウイシュマさんがうんと返答したことをしております。

○有田芳生君 うんと返答したことはどうやって確認できるんですか、私たちは。

○政府参考人(西山卓爾君) 閲覧いたいたビデオでも確認ができます。

○有田芳生君 そうしたら、とにかく原点に戻つて、語つてないことを述べたとしたんだから、これは最終報告書、欠陥があるとお認めになるんだつたら、もう一度改訂版作るべきじゃないですか。

○政府参考人(西山卓爾君) 委員の今の御指摘も含め、調査報告書につきまして様々な御指摘をいたいておりまして、その点は私どもとしても真摯に受け止めてまいりたいとは考えておりますが、本件の調査は、可能な限り客観的な資料に基づき、医師・弁護士を含む外部有識者による中立かつ公正な立場からの御意見、御指摘も踏まえながら行われるものでありまして、その結果をまとめた調査報告書の内容に修正を要する誤りがあることは考えておりませんので、したがいまして、再調査や最終報告書の作成し直しが必要であるとは考えておりません。

○政府参考人(西山卓爾君) ビデオ映像につきましては、死亡当日までの約二週間の起居寝食の状況等の一部始終が撮影されたものであり、開示により、食事や着替えのほか、生活上のあらゆる様子などがつまびらかとなるなど、亡くなられたウイシュマさんの名前、尊嚴の問題があると考えております。

また、施設の設備や形状、職員による巡回の体制や頻度、被収容者の個々の状況に応じた対応体制、監視カメラの撮影範囲や解像度などの具体的な状況が公となり、逃走防止や施設内の秩序維持といった保安上の対応にも支障を及ぼしかねない

○政府参考人(西山卓爾君) 理事会に提出した資料は、報告書で旨を述べたと一括記載した経緯とその趣旨について御説明を補足的にしたものでございまして、私どもとしては誤りを認めたとは考えておりません。

○有田芳生君 何言っているんですか。誤つているから補足しているわけでしよう。間違っているでしょうが。しゃべつていないことを述べたと言つているのは間違いでしよう、大きな違ふんですか。だからこういう文書を出したんじやないですか。

○政府参考人(西山卓爾君) 何言つてますか。私は、まだつまびらかに全文を読んではございません。

○政府参考人(西山卓爾君) ただいま申し上げたのは行政機関としての対応につき御答弁申し上げたところをございまして、先般閲覧いただいたビデオに關しましては国会のお求めに応じて対応させていただいたというところをございます。

○有田芳生君 今語られました国家賠償請求訴訟が提起されている、事実です。

○政府参考人(西山卓爾君) ただいま申し上げたのは行政機関としての対応につき御答弁申し上げたところをございまして、先般閲覧いただいたビデオに關しましては国会のお求めに応じて対応させていただいたというところをございます。

○有田芳生君 今語られました国家賠償請求訴訟が提起されている、事実です。

○政府参考人(西山卓爾君) 私は、まだつまびらかに全文を読んではございません。

○国務大臣(古川禎久君) この個別の、原告はですね、訴状において……(発言する者あり)読んだかどうかというお尋ねでござりますね。読んでもおりません。

○政府参考人(西山卓爾君) なほ私はこういう気持ちが高ぶることによる保安上の支障はマスキング等の措置によつても解消することができないため、全面開示に応じた場合これらが全てつまびらかとなつてしまふと考えております。

とりわけ、職員による巡回の体制や頻度、被収容者の個々の状況に応じた対応体制等が公となることによる保安上の支障はマスキング等の措置によつても解消することができないため、全面開示に応じた場合これらが全てつまびらかとなつてしまふと考えております。

○有田芳生君 なほ私はこういう気持ちが高ぶるかといふと、深刻な問題なんですよ。日本が問われているんですよ。入管だけじゃないんですよ。

○国務大臣(古川禎久君) この個別の、原告はですね、訴状において……(発言する者あり)読んだかどうかというお尋ねでござりますね。読んでもおりません。

適切であると考えております。

このような理由からも全面開示は適当でないと考えております。

○有田芳生君 そうしたら、私たちには有り難く評価をしているんですけども、プライバシーの問題云々というのを今おっしゃいましたけれども、どうして何で言えるんですか。

○有田芳生君 じゃ、聞きましょう。ほかにそういうことがあります。いかどうかというのは、全部ビデオを明らかにしないで通用しないんですよ。文章の世界では。それを天下の入管がこんなのを最終報告書だつて何で言えるんですか。

○有田芳生君 どうぞ。出してください、全部のビデオを。

○政府参考人(西山卓爾君) ビデオ映像につきましては、死亡当日までの約二週間の起居寝食の状況等の一部始終が撮影されたものであり、開示により、食事や着替えのほか、生活上のあらゆる様子などがつまびらかとなるなど、亡くなられたウイシュマさんの名前、尊嚴の問題があると考えております。

○有田芳生君 なほ私はこういう気持ちが高ぶるかといふと、深刻な問題なんですよ。日本が問われているんですよ。入管だけじゃないんですよ。

○国務大臣(古川禎久君) ウィシュマさんの二人の妹さん、意見陳述の全文を読まれましたか。

○政府参考人(西山卓爾君) なほ私はこういう気持ちが高ぶるかといふと、深刻な問題なんですよ。日本が問われているんですよ。入管だけじゃないんですよ。

と会いたかつたし、今日この場にも来たかつたのです。けれども、彼女は姉の死を聞かされてから体調を崩しました。中略。母は今も毎日姉のことと思つて泣いています。亡くなつてから、私たちは姉の大きな写真を家に飾りましたが、母はそれを裏返しにしてしまいました。そういう気持ちな

いです。もう少し御紹介しましょう。母は、日本なら安全な国だから大丈夫だよ。日本に行つて勉強したいという留学の気持ちを伝えて、反対したんだけれども、姉がどうしても勉強したい、外国语の教師になりたいということで日本に行く。そのとき、繰り返します。母は日本なら安全な国だから大丈夫だねと言いました。私たちは、自宅を担保にお金を借りて姉の学費をつくり、姉を日本に送り出しました。

私とボーリニマは、つまり妹さんですけれども、中略、姉がとても苦しんでいる映像を見ました。二時間見る予定でしたが、ショックで途中吐いてしまつて、その日、最後まで見られませんでした。そこで、姉はずつと助けを求めていたのに、点滴も病院も求めていたのに、姉は死にたくなかつたのに、そういう気持ちを語つている。これ、皆さん、見られましたでしよう。担当さん、担当さんと、入管の職員に助けを求める姉の声がいつも聞こえきました。

中略します。裁判官と全ての日本市民は少しでも早く姉のビデオを見てください。中略。特に日本の入管収容制度には完全に変わつてほしい。変わつてほしいという切実な願いなんですよ。中略します。この訴訟で正しい判決が出て、日本が人間を大切にする国に必ず変わつてくれる信じています。それが母とボーリニマとウイシュマの願いでもあります。

もう一人、ボーリニマさん、妹さん、これも簡単に御紹介します。

昨年三月、地元の警察から姉の死を伝えられても、私たち家族はそれを信じませんでした。五月

一日に来日し、待機期間が明けた十六日に、年を取つた別人のように見える姉の遺体と対面しました。ワヨミも私もそれが姉だとは認めなくありません。

物すごく健康だった人ですよ。

そして、中略。姉は何度も点滴を求めていましたが、職員はそれを聞き入れませんでした。ベッドから落ちてしまつた姉を職員が放置していた場面も見ました。私も見ましたよ。皆さんも見ましたよ。

三月五日、姉はあと叫んで最後の助けを求めていました。六日、亡くなつた日、六日はほとんど動かず、何も話せませんでした。私は、姉は見殺しにされたと思いました。救急車を呼べば姉を助けられたのに、入管職員は救急車を呼ばなかつたのです。マニュアルあるでしょう、あつたでしょう、この亡くなつたときも。大変なときには救急車呼んでいいというマニュアルあるでしょう。何で呼ばなかつたんですか。

七月二十日の次の口頭弁論までには必ずビデオの提出をしてください。これが御家族の切実な思ひなんです。

そして、入管の皆さん、本当に努力して様々な

ことをこれまでなさつてきたけれども、ウイシュマ・サンダマリさんが亡くなつたことによって、それまで入管問題に関心がなかつた若い人たちが全国で、入管施設でそんなことが起きているのと、いう高い関心が去年からずっと続いているんですね。だから変えましょうよ、入管を、こんなことが二度とないようになります。

もうだんだん時間が来てしまいますので、入管に伺います。二月十五日の尿検査、ケトン体三プラス、どういう意味ですか。二月十五日ですよ。○政府参考人(西山卓爾君) 報告書に記載のありますとおり、飢餓状態を示すというふうに理解をしております。

○有田芳生君 飢餓状態、飢餓状態なのに救急車を呼んだり点滴をしたりしなかつたんですか、

飢餓状態なのに。入管ですよ、名古屋入管。

○政府参考人(西山卓爾君) 二月十五日の尿検査結果を踏まえた追加的な検査等が行われなかつたことがあります。

ついでに基準やマニュアルも作成されていなかつたなどの問題点が指摘されているところでござい

ます。

死因も特定できませんけれども、死因が特定できないという判断をしたのは何人の医師ですか。

○委員長(矢倉克夫君) 最後に一点だけございます。

死因も特定できませんけれども、死因が特定できないという判断をしたのは何人の医師ですか。

○有田芳生君 お時間になりました。

スも確立されていなかつた、バイタルチェックについての基準やマニュアルも作成されていなかつたなどとの問題点が指摘されているところでござい

ます。

○委員長(矢倉克夫君) お時間になりました。

○政府参考人(西山卓爾君) 調査チームに加わりました専門医、医師、二名おられますけれども、その方々の御意見で、特定でき、特定できなかつたということです。

○有田芳生君 今日はこれで終わります。(発言する者あり)

○委員長(矢倉克夫君) 傍聴席からの発言はお控えください。

○政府参考人(西山卓爾君) 本日、宮島喜文君が委員を辞任され、その補欠として足立敏之君が選任をされました。

○川合孝典君 国民民主党の川合孝典です。

今、有田委員から御指摘がありましたことについて御報告いたします。

本日、宮島喜文君が委員を辞任され、その補欠として足立敏之君が選任をされました。

○委員長(矢倉克夫君) きましては、私はおとしの春からずっとこの問題について指摘をさせていただいております。

本来であれば、もちろんの御質問させていただきたいたところですが、一昨日、既に裁判、一回目の口頭弁論に入つたということありますので、

きましては、私はおとしの春からずっとこの問題について指摘をさせていただいております。

この場では現状できないという制約条件の中、私としては残念ではあります、再発防止という観

点から、今できることが何なのかという点から、医療提供体制の整備状況について確認をさせていただきたいたと思います。

この一連の名古屋入管のウイシュマさんがお亡くなりになられた事案を受けて、入管の医療提供体制の在り方についてはこの間ずっと指摘をさせていただいてまいりました。医師の、いわゆる常勤医師がいないという状況が慢性的にあるということ、同時に、医療従事者が、医師以外、薬剤師や看護師、准看護師についての配備も極めて手薄い状況の中で、この間、今も入管が運営をされているという、こういう状況の中、令和四年二月、本年の二月に報告書で、入管収容施設における医療提供体制の強化に関する提言というのが有識者会議の中で出されました。

この有識者会議の中で二月に出された提言に基づいて、その後、入管施設における医療提供体制の整備状況がどうなっているのかということについて、まず常勤医師の充足状況について入管に確認をしたいと思います。よろしくお願いします。

○政府参考人(西山卓爾君) 当局におきましては、名古屋事案を受けまして、医療体制強化の取組を進め、調査報告書を公表した令和三年八月当

時、常勤医師定員一名が欠員となつております。

○政府参考人(西山卓爾君) 令和三年八月当時、欠員となつていた東日本センターと大村センターについては、現在までに常勤医師各一名を確保いたしております。

以上でございます。

○川合孝典君 名古屋と大村については常勤医師が今一名ずつ配備されたということですか。ほかの入管も含めてどんな感じででしょう。

○政府参考人(西山卓爾君) 令和三年八月当時、欠員となつていた東日本センターと大村センターについては常勤医師一名を確保、今までにしているということでございます。

他方、同じく常勤医師定員一名を持つてはいます横浜支局、名古屋局、それから大阪局につきましては、今まで確保できていない状況でございます。○川合孝典君 それもそこまちやんと言つてくださいよ。都合のいいところだけ切り出して言つ

ぐなりになられた事案を受けて、入管の医療提供体制の在り方についてはこの間ずっと指摘をさせていただいてまいりました。医師の、いわゆる常勤医師がいないという状況が慢性的にあるということ、同時に、医療従事者が、医師以外、薬剤師や看護師、准看護師についての配備も極めて手薄い状況の中で、この間、今も入管が運営をされているという、こういう状況の中、令和四年二月、本年の二月に報告書で、入管収容施設における医療提供体制の強化に関する提言というのが有識者会議の中で出されました。

この有識者会議の中で二月に出された提言に基づいて、その後、入管施設における医療提供体制の整備状況がどうなっているのかということについて、まず常勤医師の充足状況について入管に確認をしたいと思います。よろしくお願いします。

○川合孝典君 で、どうするんですか。

○政府参考人(西山卓爾君) まず、先ほど指摘したうち、兼業の禁止、制限につきましては、国家

公務員法等の特例の創設によって兼業許可を柔軟に可能にすることなどの待遇の改善について現在検討をいたしているところでございます。

○川合孝典君 兼業規定を見直すことによって働く状態をつくろうということ、それは分かりました。待遇面はどうしますか。

○政府参考人(西山卓爾君) 私が今、先ほど申し上げた給与の面につきましては、やはり国家公務員との並びがございまして、なかなかそこを直ちに変えるというのは困難かと存じますけれども、他方で、その兼業の制限を緩めることによって、兼業を基本的には有償で行う、あるいは、医療研修という形で他の院で医療に従事するという場合にも有償というふうに伺っておりますので、そういった面で、収入面につきましても改善が図られるのではないかと考えております。

○川合孝典君 大臣、お聞きいただいて、いろいろ問題があること、存在しているんですね、常勤医師を配備しようにも配備、配置し切れない制約条件があるということなんですね。ルールの中だ

けでやろうと思うと今次長がおっしゃったような話になってしまふわけでありまして、ここをきち

て、それでごまかそうとしているように聞こえるじゃないですか。不誠実ですよ、今の答弁は。

ということは、常勤医師がいまだに、要は確保し切れていないということですね。なぜ常勤医師が配備できないんですか。

○政府参考人(西山卓爾君) 常勤医師がなかなか確保できない原因として、先ほど委員から御指摘もいただきました医療体制の強化に関する有識者会議におきましては、常勤医師の場合、国家公務員であるということから兼業が禁止されるという点、それから民間に比べると給与が低くなるといった点の弊害が指摘されているところでござります。

○國務大臣(古川禎久君) この名古屋での本当に悔やんでも悔やみ切れないこの出来事に対する強烈な反省の下に、二度とこのようなことを起こしてはならないという決意の下に、この調査報告書において指摘されている項目が幾つかございま

す。それは、医療体制の制度、体制としての不備に対する指摘であるとか、運用が十分でないとい

うよう指摘であるとか、あるいは職員の意識が不十分であるというような、そういう観点からの指摘があり、かつ具体的な改善策として十二項目が挙げられています。その中で、私どもは、こ

れをもう可能な限り速やかに着実に実行するとい

うことをまず第一の課題だというふうに受け止めております。そこで、まず第一に、この調査報告書において指摘であるとか、運用が十分でないとい

うよう指摘であるとか、あるいは職員の意識が

不十分であるというような、そういう観点からの指摘があり、かつ具体的な改善策として十二項目が挙げられています。その中で、私どもは、こ

れをもう可能な限り速やかに着実に実行するとい

うことをまず第一の課題だというふうに受け止め

ております。そこで、まず第一に、この調査報告書において指摘であるとか、運用が十分でないとい

うよう指摘であるとか、あるいは職員の意識が

んとクリアしていかないと常勤医師を入管に配置、配備切れないんですよ。

ここは政治的に判断をしていただいて、大臣のリーダーシップでこの問題クリアしていく必要があると思いますが、御所見をお伺いします。

○國務大臣(古川禎久君) この名古屋での本当に悔やんでも悔やみ切れないこの出来事に対する強烈な反省の下に、二度とこのようなことを起こしてはならないという決意の下に、この調査報告書において指摘されている項目が幾つかございま

す。それは、医療体制の制度、体制としての不備に対する指摘であるとか、運用が十分でないとい

うよう指摘であるとか、あるいは職員の意識が

不十分であるというような、そういう観点からの指摘があり、かつ具体的な改善策として十二項目が挙げられています。その中で、私どもは、こ

れをもう可能な限り速やかに着実に実行するとい

うことをまず第一の課題だというふうに受け止め

ております。そこで、まず第一に、この調査報告書において指摘であるとか、運用が十分でないとい

ういつたものも含めまして実施をしたというところです。

一つ、被仮放免者に関する民間団体との連携につきましては、今鋭意、情報収集等を含めて作業

中で、取組中でございまして、これはまだ取組中ですが、常勤医師はまだ要是欠員状態であるというふうに整理をさせていただいている。

○川合孝典君 具体的にと申し上げましたよ。

リーダーシップでこの問題クリアしていく必要があると思いますが、御所見をお伺いします。

○國務大臣(古川禎久君) この名古屋での本当に悔やんでも悔やみ切れないこの出来事に対する強烈な反省の下に、二度とこのようなことを起こしてはならないという決意の下に、この調査報告書において指摘されている項目が幾つかございま

す。それは、医療体制の制度、体制としての不備に対する指摘であるとか、運用が十分でないとい

うよう指摘であるとか、あるいは職員の意識が

不十分であるというような、そういう観点からの指摘があり、かつ具体的な改善策として十二項目が挙げられています。その中で、私どもは、こ

れをもう可能な限り速やかに着実に実行するとい

うことをまず第一の課題だというふうに受け止め

ております。そこで、まず第一に、この調査報告書において指摘であるとか、運用が十分でないとい

うよう指摘であるとか、あるいは職員の意識が

ただいた常勤医師、非常勤医師、そして医療従事者のいわゆる確保状況並びに医療提供体制としてのいわゆる設備の整備状況等について各入管ごとに教えていただけますか。資料として提出していただきようお願いしたいんですが。

○政府参考人(西山卓爾君) 整理の上、御説明させていただきたいと存じます。

○川合孝典君 私がこの問題にこだわりますのは、今後、来年以降、入管法の改正も含めてもちろんの議論しなければいけないわけです。もちろん、それぞれお立場によって御説明、立場があるでしょうけれども、医療提供体制がきちっとしていなかつたこと、結果から見て、入管の対応のミスからこういう問題が起こっていること自体もう紛れもない事実であります。したがって、長期収容者、収容者の方々に対する適切な医療提供体制がきちっと整っているということが前提とならないと、当然、今後入管法の改正の議論を行うに当たって必ずそれが障害になるんですよ。そのことぐらい分かりますよね。だから、私はしつこく医療提供体制をどうするのかということの指摘をさせていただいています。

あわせて、要は、非常勤医師ということについてもおっしゃっていますけど、私も親族、医者が多いですし、父も医者ですけれども、非常勤で週に単発で二時間とか週二回二時間とか、そういう形でアルバイトで診療に来られているドクターの方に、一人一人の患者さんのその時点での体調は分かっても、通常状態がどういう御体調なのかという健康状態が分からぬ状況の中で、その場だけで診ても分からぬんですよ。だから、要は、症状を見続けることで初めてその方がどういった症状になつていらっしゃるのかということが分かるわけでありまして、だから、常勤じゃなくて、非常勤だけでも一応格好だけ週に何日かだけ非常勤いますからそれでという、そういう対応をしました。

○國務大臣(古川禎久君) まず、先ほど申し上げましたように、今回の事案を受けまして、二度と取容者の方の健康管理をできる方というのが専門職でいらっしゃらないといけないんですよ、長期取容するのであれば。だから、その体制まできちんと整えると今後入管法をあるべき形にどう改正していくのかということの議論にそなつながらしていくことだと思いますよ。だから、そのことを私は、先ほど大臣、指摘させていただいたんです。

大臣が前向きにこの問題に取り組もうとしていらっしゃることについては私も理解しています。が、しかしながら、常勤のお医者さん、そしていわゆるパラメディカルの皆さん方々が必要に応じて、必要なときには速やかに収容者の方の要是健康管理だとか療育的処置だとかいうことができる体制をどうすればいいのかということ、このことが前提としてなければ長期取容しちゃいけないんですね。そこで、そういう整理でこの問題を要是解決に、改善に向けて議論を進めていただきたいくらいと思うんです。

是非、常勤医師を、処遇の面だとかいろいろな障害があつてなかなか常勤医師が今配置できないということをおっしゃっていますけれど、是非そういうことも含めて、大臣、すぐにこの問題については議論して、問題解決に向けて話を進めていただけませんか。四ヶ月たつています、有識者会議の報告が出てから既に。でも、こんなものなんですね、今お話を聞いている限りは。

だから、これは法務省、入管の権限の枠内、予算の枠内でやるうと思つたらこれしかできないということなんですか。そこから先は、さつき申し上げましたように、大臣、政治の判断でこの問題をどう整理していくのかということが問われています。

そのような観点であらゆる分野に対して点検をしていくこと、そういう気持ちで臨んでいます。あります。

○川合孝典君 ありがとうございました。終わります。

○東徹君 日本維新の会の東徹でございます。

そこで、今回の法改正におきましては、実刑に処するよりも社会内処遇を継続する方が改善更生、再犯防止に資する場合もあると考えられるところでござります。

そこで、今回の法改正におきましては、実刑に処するよりも社会内処遇を継続する方が改善更生、再犯防止をされる場合もあります。そのためには、裁判所の判断により再度の保護観察付執行猶予を言い

このようなことを起こしてはならないということを申し上げた十二項目、これを確実にまず実行すると、これがまず第一だと思っております。しかし、それをやり終えたからもうこれでいいのだとうことは決して思つております。

いをいたします。

再度の執行猶予についてお伺いをさせていただきます。

今回の法改正で、保護観察付きの執行猶予中に再び罪を犯した場合でもまた執行猶予を付けることが可能となりました。保護観察付きの執行猶予中の再犯者の割合、これは令和二年で三三・六%でありまして、保護観察が付いていない執行猶予を受けている者よりも再犯率が高いということになりますね。

今回の改正によって再犯率の高い者に更に執行猶予を付けられるようになりますが、また新たな犯罪が生まれてしまうのではないかというふうな思いもありますが、この点はどのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(川原隆司君) お答えいたします。

現行法上、保護観察付執行猶予中の再犯につきましては、再度の執行猶予を言い渡すことができ

ます。いわゆる実刑に処されなければならないことが大差だというふうに思つております。

したがいまして、この十二項目の着実な迅速な

実行、これはまず第一であります。同時に並行と

して、この収容施設の在り方を含め全般的な話についても不断の、改めるべきものは改めるとい

う不斷の努力、そういうことを続けていきたいと

思つております。

そのような観点であらゆる分野に対して点検を

していこうと、そういう気持ちで臨んでいます。

○川合孝典君 ありがとうございました。終わります。

○東徹君 日本維新の会の東徹でございます。

先ほどの刑法の一部を改正する法律案、これは成立いたしましたけれども、実はちょっと確認したいことがまだ何点かあります。三点ちょっと確認をさせていただきたいと思いますので、お願

渡す余地を残す趣旨で、保護観察付執行猶予中の再犯についても再度の保護観察付執行猶予を言い渡すことができるようになります。

その上で、今回の法改正におきましては、再度の保護観察付執行猶予を言い渡された者に対する保護観察につきましては、再犯に結び付いた要因の的確な把握に留意して実施しなければならず、保護観察所の長は、保護観察の開始に際し、再犯に結び付いた要因を的確に把握するため、少年鑑別所の長に対し、再保護観察付執行猶予者の鑑別を求めることとするなどの特則を設け、その改善更生、再犯防止に万全を期することとしているものでございます。

したがいまして、保護観察付執行猶予中の再犯につき、再度の保護観察付執行猶予を言い渡すことができるようにしたからといって、実際に再度の保護観察付執行猶予を言い渡された者が再犯に及ぶおそれが更に増大するものとは考えていないところでございます。

○東徹君 次、現在の仕組みでなんですかけれども、単純な執行猶予中に再び罪を犯した場合に、更にこれ執行猶予が付けることができますね。二度目の執行猶予の際にまた罪を犯してしまった人の割合、この割合、これ法務省は何か把握していないというふうに聞いておるんです。二度目の執行猶予の制度が新たな犯罪を生んでいないのかどうか、これ検証するためにはこの数字というのは把握しておく必要があるんではないかと思いますが、いかがですか。

○政府参考人(宮田祐良君) お答え申し上げます。

現在、保護観察付全部執行猶予者の成り行きを見ることで、再処分率、保護観察を終えた者の中での刑事処分に付された者、起訴猶予の処分も含みますけれども、そういう者の占める比率を再処分率ということで把握しておりますが、毎年把握しておりますものを毎年公表しているところでございます。

今回新たな制度になりますと、保護観察付全部執行猶予中の者の再犯によって再度の保護観察付執行猶予も付されると、保護観察付全部執行猶予が二つ持つような新たなケースも生まれるということもございますので、施策の有効性を確認する観点から、どのようなデータを把握するかも含めまして、効果検証の在り方についてはしっかりと検討していきたいと思います。

○東徹君 そこは必要なんじゃないですかねといふふうに思っていますね。うふうに思っていますね。單純な執行猶予中に再び罪を犯した場合にこれ執行猶予を付けることができる。二度目の執行猶予の際にまたこれ罪を犯してしまった人の割合、僕はやっぱりここもきちっとデータとして把握しておかないと、今回のことも含めてやっぱり議論しづらいなど、こう思つたので、これを聞かせていただいたということです。

もう一点、法務省から事前にこれ確認したところでは、例えば窃盗などで保護観察付きの執行猶予中の者が自動車の運転中、過つて人をはねてけがをさせてしまった場合、これ業務上過失傷害罪に問われる可能性がありますが、過失犯なのに執行猶予を付けられないのはどうしたものか。まあ、判断があるというふうに聞いております。であるならば、過失犯だけに限定して二回目の執行猶予を付けるようにしたらどうなのかなと思うんですけども、その点についてはいかがだったんでしょうか。

○政府参考人(川原隆司君) 委員御指摘の改正は、保護観察付執行猶予中の再犯については実刑に処すべきものとされてきたことを踏まえた上で、保護観察付執行猶予中に再犯に及ぶ事案には様々なものがあり、実刑に処するよりも保護観察付執行猶予を言い渡して社会内処遇を継続する方が罪を犯した者の改善更生、再犯防止に資する場合があることから、こうした場合に限り裁判所の判断により再度の保護観察付執行猶予を言い渡す余地を残そうとするものでございます。このよう

な趣旨は、再犯が過失犯である場合だけでなく、故意犯である場合にも妥当し得ると考えられるところでございます。

もとより、個別の事案ごとの裁判所の判断によることとなるところでございますが、例えば法制審議会の部会における議論では、故意犯である薬物使用の罪で保護観察付執行猶予中の者が薬物乱用防止プログラムを熱心に受講し、薬物の使用を絶っていたものの、プログラム修了前に衝動的に薬物を使用してしまい、その後に真摯に反省して自首した事案が挙げられているところ、このような事案において、保護観察付執行猶予を言い渡して社会内処遇を継続する方が罪を犯した者の改善更生、再犯防止に資すると判断される場合に改善更生、再犯防止に資すると判断される場合には裁判所が再度の保護観察付執行猶予を言い渡すことを可能にすることが必要であると考えられるところでございます。そのため、本制度の対象犯罪を過失犯に限定することとはしていらないところでございます。

○東徹君 そういう話がありましたので、それだったら過失犯に限つてはどうかなというふうに思つたわけであります。では、予定しておりました質問の方も続けてさせていただきたいと思います。

まず、入管行政についてでありますが、前回委員会の後、ウイシュマさんのお亡くなりになられた件に関して補足説明が行われました。入管行政の信頼を取り戻すためにもこのような事例をなくしていく必要がありますが、ウイシュマさんのように、全国の収容施設において体調の悪化等を理由に継続的に医師の診察を受けている外国人の方、現在どの程度おられるんですか。

○政府参考人(西山卓爾君) 本庁におきましては、全国の入管収容施設における日々の診療件数は、全部を把握しているものではありません。ただ、ちょっと御参考までに御紹介いたしますと、前提として、その名古屋事案を踏まえた改善策の一つでございますけれども、入管庁で体調不

良者等に係る仮放免運用指針を昨年十二月二十八日策定、発出しておしまして、この運用指針は、医師の所見を踏まえ、各官署の幹部による被収容者の的確な体調把握や体調不良者等に関する本庁への報告を義務付けるなどの方策を定めているものでございます。この報告に基づいて当庁が体調不良者として把握している被収容者の人数につきましては、令和四年六月一日現在で十六人になります。

○東徹君 ありがとうございます。では次に、性犯罪の厳罰化についてお伺いさせています。

先日も質問させていただきましたけれども、性犯罪の厳罰化に向けて、心神喪失、抗拒不能の要件の見直しなど、様々な観点から法制審議会で議論が行わられております。そこには、実際に被害当事者の声を反映した形で法改正が進んでいくことが望ましいというふうに思いますが、大臣、これ、性犯罪の被害をなくすためにはどのような改正が必要とお考えなのか、お伺いさせていただきます。

○國務大臣(古川慎久君) 性犯罪、性暴力は、もうこれは被害者の尊厳を著しく傷つけて、その身心に長年にわたって重大な苦痛を与える続けるものであります。決して許されるものではないと考えています。

性犯罪に適切に対処するための法整備の在り方につきましては、刑法の諸原則にも留意しつつ、様々な立場にある方々のお声に耳を傾けながら検討を行うことが重要だというふうに考えております。

現在、法制審議会の部会におきまして調査審議が、この刑法、性犯罪に對処するための刑法の整備について調査審議が進められているところでございますけれども、この部会におきましては、刑法研究者、実務家のほかに、性犯罪被害

者当事者や被害者心理の専門家、被害者支援関係者にも委員、幹事として御参加をいただき、性犯罪の実態等に関するヒアリングを実施するなどして多様な意見を踏まえた御議論が行われていると、このように承知をしております。今後もこうした充実した議論が行われていくことを期待しております。

○東徹君 続いて、インターネット上の誹謗中傷対策についてお聞きしたいと思います。

今回の刑法の改正で侮辱罪が厳罰化されますけれども、木村花さんの事例もあったように、インターネット上の誹謗中傷対策、これは待ったなしの課題となっておりますが、我が党が出した法案がありまして、深刻な人権侵害への対策を進めて被害の救済を図るため、インターネット誹謗中傷対策の推進に関する法律案というのをこれ提出したんですけれども、その内容には、インターネット上の誹謗中傷による被害の救済を図るために、被害者の救済、経済的負担の軽減のための給付金の支給、被害者の実効的な救済を図るために損害賠償制度の導入などの検討を政府に対して求めました。

○国務大臣(古川禎久君) 委員の今の御指摘は、誹謗中傷に対する損害賠償額が低過ぎるため、被害者は裁判費用さえ貰えないとの問題意識から、誹謗中傷の被害者への給付金支給や損害賠償額についての特別な制度の導入を検討すべきだというふうに受け止めました。

侮辱罪に限らず、被害に遭われた方々への援助につきましては、例えば弁護士費用等の援助として、資力の乏しい者に対する法テラスによる民事法律扶助制度がございますが、委員が御指摘のような特別な制度を設けることについては、今般の踏まえながら検討する必要があると思いますが、

その際、特定の類型の被害のみを対象として被害者への給付金支給や損害賠償額についての特別な制度を設けることの要否又は当否、あるいは我が国の損害賠償制度の趣旨、目的との整合性など、様々な観点から慎重に検討する必要があるものとしたふうに考えております。

○東徹君 もう一点。多くの人に使われているこのSNSなんですけれども、海外の事業者によるものが多くて、インターネット上の誹謗中傷によつて被害を受けている人が急いで対策をしようとしても、その海外の事業者が日本で登記をしていなければ費用も時間も掛かってしまいます。

これ、前、清水委員も質問を、ちょっと触れておりましたけれども、本来、外国会社というのは日本で登記をしなければならないのにやつていなさい現状があつて、法務省と総務省が連携して登記をするよう四十八社に対してこれを要請したといふことですけれども、登記済みが四社で、五社が準備中、残りの三十九社が何もしていないという回答なんですね。

これ、登記をしなければならないのにしていない外国会社に対して、会社法に定められた過料が適用されたケース、これは一件もないということですけれども、これは法律に定められている以上、過料を適用も含めて急ぎこれ対処すべきとうふうに考えますが、大臣のお考えをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(古川禎久君) お答えいたします。外国会社に対する発信者情報開示請求などの民事裁判手続が円滑に行われるためにも、外国会社が早期に外国会社の登記をすることは重要です、御指摘のとおりですね。

まずは、対象となる未登記の外国会社に対して個別に登記を促しておるとこですけれども、なお登記がなされない場合には、過料の裁判を行います。

○山添拓君 日本共産党的山添拓です。
名古屋入管でウイシュマさんが亡くなつた事件について伺います。

六月七日付けで理事懇談会に示された補足説明資料は、名古屋入管の看守勤務日誌、被収容者診療簿、拒食者報告について、いずれも情報公開法上の不開示情報に該当すること、訴訟係属中であることを理由に開示できないとしております。しかし、これらの事情は、私がこの委員会で提出を求めた三月二十九日の時点でも同じだったはずです。

入管厅に伺いますけれども、二か月間、何の準備をされていたんですか。

○政府参考人(西山卓爾君) 当委員会での法務大臣の発言を踏まえまして、委員の皆様の御指摘にお応えするべく、当庁において改めて検討を重ねるなどの準備を進めた結果として、六月七日の提出に至つたものでございます。

○山添拓君 いや、お答えいただいているんですが。二か月待つて二枚のペーパーで、中身は同じなんですよ。見せていただきたいと言つたものは一切出でこなかつたと。そして、いかなる検討がされたかといふこともこのペーパーからは見えません。どんな準備をされていたんですか。

○政府参考人(西山卓爾君) 検討を重ねたといふことでござりますけれども、検討の内容の子細についてお答えを差し控えさせていただきたいと存じます。

○山添拓君 国会の求めに対して何ら応じないと仰っていますよね。

田委員からありました二月十五日のケトン体三プラス、飢餓状態がうかがわれる、疑われる数字です。一月二十六日の検査でも、これは陽性と出ておりました。さらに、二月十五日はウロビリノーゲン三プラス、急性肝炎などが疑われる数値です。

ところが、報告書を作成した調査チームでは、これらの点について有識者から問題点は指摘されていないということでありました。調査で重大な点が見過ごされている以上、これは調査そのものをやり直す必要があるんじゃないでしょうか。

○政府参考人(西山卓爾君) この調査報告書は、可能な限り客観的な資料に基づきまして、医師、弁護士等の外部有識者の方々に御意見、御指摘をいただきながら事実を確認し、考えられる問題点を幅広く抽出して検討がなされたものでございまして、本件については十分に調査が尽くされています。

○山添拓君 尿検査で表れている数値について重な点が見過ごされていたという認識もお持ちでないわけですか。

○政府参考人(西山卓爾君) その点につきましては、今こうして国会審議の中で指摘をされて、その上で問題意識はお持ちでないのかと伺つています。

○山添拓君 いや、調査チームではなく入管厅として、今こうして国会審議の中で指摘をされて、その上で問題意識はお持ちでないのかと伺つています。

○政府参考人(西山卓爾君) 調査報告書において特段の指摘は、問題点としての報告書において特段の指摘はございません。

○山添拓君 いや、調査チームではなく入管厅として、今こうして国会審議の中で指摘をされて、それが行わなかつた原因は名古屋局の医療体制の制約にあつたと考えられ、医療体制の抜本的な強化に取り組む必要があるとしてかかつたものの、それが行わなかつた原因は名古屋局の医療体制の制約にあつたと考えられ、医療体制の抜本的な強化に取り組む必要があるとしているところでございまして、この指摘については私どもとしても受け止めているところでございま

なら大問題です。

私、先ほどウイシュマさんの問題で、国会から求められても資料を出さないという対応がありました。判決で認められていても、難民認定その後ないという運用もあると、そういう実態が入管行政あるわけですね。

私は、しかも、その今述べたような状態、実態について、政府が予定していた入管法改定案は何ら手を着けるものではないわけです。廃案となつた法案をこの秋の臨時国会で提出するなどといふことが言われておりますが、これ言語道断だと思ひます。入管難民行政を抜本的に転換するため、野党の五会派はこの国会にも当院に改正法案出しておられます。その審議を行つて、速やかに転換するよう求めまして、私の質問を終わります。

○高良鉄美君 沖縄の風の高良鉄美です。

本日は、外国人技能実習機構について質問いたします。

妊娠、出産等に対する相談体制について伺います。

三月の当委員会において、技能実習生の子供の在留資格について質問させていただきましたが、その後も広島での保護責任者遺棄致死罪、これは広島地裁判決です。それから、熊本での死体遺棄罪、現在上告中です。そういう事件など、刑事事件となつていてる事案が続いています。

また、外国人支援団体などに伺うと、妊娠したら帰国しないといけないと思つてゐる技能実習生はまだ多いとのことです。したがつて、技能実習生が妊娠、出産等しても、こうした悲劇となるよう手厚い対応が必要だと思ひます。とりわけ、技能実習制度の管理及び技能実習生の保護に当たつては、外国人技能実習機関の相談体制が重要になつてきます。

まず、現状を明らかにするために、同機関における技能実習生の妊娠、出産等に関する相談件数及び主な相談内容について法務省に伺います。

○政府参考人(西山卓爾君) 委員からお尋ねがあ

りました外国人技能実習機構における母国語相談における妊娠又は出産に関する相談の件数あるいは相談内容につきましては、当庁で集約を行つていなためお答えすることが困難でございます。

その上で、一般論として、妊娠又は出産に関する相談があつた場合には、それを理由とした解雇等の不利益取扱いは労働関係法令により禁じられており、技能実習生が希望すれば実習を継続であります。

妊娠、出産に関する各種制度の利用に関する相談であれば適切な行政窓口を案内するなど、相談内容に応じた対応を行つてゐるところでござります。

○高良鉄美君 ということは、今、妊娠、出産等に関する相談があれば、それはずっと案内をしているということでおいんですか。はい、そういうふうに聞きました。

実は、先ほどの事件の紹介もやりましたけれども、この妊娠、出産の問題は労働問題だけにとどまらず、母体や胎児の保護を始め医療の問題、社会保険の関連など、複数の領域にまたがるものであります。

そこで、女性相談員の配置や専門性を持つた担当官の配置が不可欠であると思ひます。こうした妊娠、出産等に関する相談体制の充実についてどのように検討されているか、法務省に伺います。

○政府参考人(西山卓爾君) 委員御指摘のとおり、妊娠、出産等に対する相談体制の構築は重要であると認識しております。

そのため、外国人技能実習機構において、技能実習生から妊娠、出産等に応じて女性担当者が対応できるよう配慮をいたしております。また、妊娠、出産等に関する相談に適切に対応できるよう、関係法令の習熟に努めるとともに、妊娠、出産等に関する諸制度等について随時の情報共有を行つています。

ど、担当者の相談スキルの向上を図つてゐるところでございます。

入管庁としましては、制度を共管する厚生労働省や外国人技能実習機構と連携し、技能実習生の妊娠、出産等に対する相談体制の更なる充実に努めてまいりたいと考えております。

○高良鉄美君 今、連携をするということでしたので、幅広い問題に関わつてきますので、是非とも

そういうふうな体制を取るということを今後も続けていただきたいと思います。それから、やはり女性の相談員の配置ですね、それは十分配慮をされから、労働組合に関する相談について伺います。

これ、労働組合に関する相談というのは、実

は、技能実習生が受け入れられたところ、あるいは実習実習者のところでいろいろな相談があるとき

に、労働に関して、あるいは今のような場合もある

ると思いますが、この技能実習生を保護、支援し

ている労働組合に対する外国人技能実習機構の対

応に問題のあるケースが報告されています。

北海道では、労働組合活動への介入と受け取ら

れかねないケースがありました。また、東北地方

でも、技能実習生の労働組合からの脱退を促すよ

うな対応が見られたと伺つています。こうした対

応は、外国人技能実習機構における労働組合活動

への理解、ひいては労働組合法に対する理解のな

どが原因になつてゐると思われます。

そこで、外国人技能実習機構における労働組合法や労働組合活動に対する研修がどのようになつてゐるか、具体的に御説明ください。

○政府参考人(西山卓爾君) 議員御指摘のよう

な、外国人技能実習機構の職員が技能実習生に對

して、労働組合からの脱退を促すものと捉えられ

るよう配慮をいたしております。

また、妊娠、出産等に

かかるメールを送信した事案が発生いたしてお

ります。

このようなことを踏まえまして、入管庁としま

しては、厚生労働省とともに、外国人技能実習機

構に対しまして、機構職員に対する労働組合法を含めた労働関係法令の周知徹底等を指示したところでございます。

入管庁としましては、制度を共管する厚生労働省や外国人技能実習機構と連携し、技能実習生の妊娠、出産等に対する相談体制の更なる充実に努めています。

その上で、職員が相談に適切に対応できるよう、全

国の援助担当職員を対象に、労働組合法を含む労働関係法令について、外部講師を招いて研修を実施しているものと承知をいたしております。

入管庁としましては、制度を共管する厚生労働省とともに、機構に対する指導監督を通じて技能実習制度の適正な運用に努めてまいりたいと考えております。

○高良鉄美君 研修を行うということですけれども、この技能実習機構が行政機構として中間的な、中立的な立場でないといけないということでもあります。

それから、労働組合に関する相談について伺います。

これ、労働組合に対する外国人技能実習機構の対応に問題のあるケースが報告されています。

北海道では、労働組合活動への介入と受け取ら

れかねないケースがありました。また、東北地方

でも、技能実習生の労働組合からの脱退を促すよ

うな対応が見られたと伺つています。こうした対

応は、外国人技能実習機構における労働組合活動

への理解、ひいては労働組合法に対する理解のな

どが原因になつてゐると思われます。

そこで、外国人技能実習機構における労働組合法

や労働組合活動に対する研修がどのようになつてゐるか、具体的に御説明ください。

○政府参考人(西山卓爾君) 議員御指摘のよう

な、外国人技能実習機構の職員が技能実習生に對

して、労働組合からの脱退を促すものと捉えられ

るよう配慮をいたしております。

もう時間、ありますけれども、技能実習制度の見直しについて伺いたいと思います。

これ、見直しというのは前回も少しこの委員会

でお話をしましたが、技能実習制度の廃止を訴えるキヤラバンというものが今、日本全国回っているところなんですねけれども、これは先ほどのウィシュマさんの件と同じで、結局、日本に希望を持つて来たと。だから、この問題というのは、有田委員も言われましたけど、日本が問われているんだと、日本の外国人法制がですね。だから、その受入れの問題、あるいは保護の問題といううんていょうかね、この支援の体制ということが非常に重要になつてくると思うんです。

そこで、外国人技能実習機構における母国語相談あるいは地方事務所等における相談は、十分とは言えないでしようけれども、一定の役割を果たしていると私は評価します。

他方、現在、技能実習制度の廃止を訴える声も大きくなっているというのは先ほど御紹介したとおりです。仮に同制度を廃止ないしは変更することを想定した場合、同機構を、言わば外国人技能実習ではなくて外国人労働者機構というふうに、外国人労働者全般に対する権利保護を使命とする組織に拡充することがあつてもよいのではないかと思います。

こういった制度見直しの議論の中で、いろんな外国人法制を含めて想定しながら検討していただければと思いますが、大臣の御見解を伺いたいと思います。

○國務大臣(古川禎久君) 技能実習制度につきましては、もうそれこそ、もう賛否を含め様々御意見、御指摘があるのはよく承知をいたしております。その中には、今御紹介いただいたような制度自体を廃止せよというものもあるでしょうし、あるいは実習機構の在り方についての御指摘もあるものと思います。

現在、技能実習、あるいは特定技能もそうなんですねけれども、見直し規定のちょうどその見直しの時期に当たつているということもありまして、特定技能、技能実習に係る法務大臣勉強会ということで、今、検討を精力的に今進めておるところ

でございます。

ここでは、やはり大事なことは、外国人のこの権利擁護ということはこれは大事だと、この觀点はもう揺るぎないものを持っておりますけれども、この制度全般の在り方について様々御意見をもう虚心坦懐にお聞きをして、実態にできるだけ迫る中で、その上で、もし改めるところがあるのであれば、そこは勇気を持って誠実に改めるべきだと、そういう姿勢の下に、今精力的に勉強会を進めているところでございます。

○高良鉄美君 大臣の今、力強いお言葉もいただきました。

この技能実習制度というのは、基本的に男性で

単身で来るんじやないかということを想定しているようなんですが、もう女性も当然多くなつてくれるだろうということは想定されていたわけなんですね。だから、その問題で、妊娠、出産の問題が出てきたということを、やはりそういった問題の傾向とも含めて対応しなきやいけないだろうと、つまり、単身男性だけではないんだということの実態と、それから、今、この外国人技能実習生を含めて、外国人労働者がいないと日本の労働環境、随分厳しいものになつてくるということも含めまして、是非とも今後も今の見直しの件も含めて頑張っていただきたいと思います。

ありがとうございます。時間前ですが、終わりたいと思います。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。碧水会の嘉田由紀子でございます。

入管に関する特にウィッシュマ・サンダマリさんのような事件を二度と起こさないとということは、私は少し遠回りのようですが、上官命令の抗弁、その組織なりあるいは施設で上官の命令にどう対応しなきやいけないのかということの質問をさせていただきます。

その前に一言、これは通告していませんので感想だけ述べさせていただきます。

先ほど来、刑法の問題やつてきたんですけども、私たちの社会の目的というのは、いかに犯罪に手を染める国民なり人々を減らすかということ

が社会の大事な方向だろうと思います。

そこで、やはり大事なことは、自己の意思に反して過酷な状況に置かれてしまった善良な兵士の立場についても冷静に考えなければなりません。そこには上官命令の抗弁というテーマが出てきます。上官命令の抗弁は、ニユルンベルク憲章や、あるいは極東国際軍事裁判所憲章、あるいは旧ユーゴ国際刑事裁判所規程などで議論されております。

今日は、資料一として幾つか事例を出させていただいておりますけれども、国際法上、上官命令の抗弁は集団殺人罪や人道に対する罪については認められないと解釈でき、また、平成十六年の五月二十八日の参議院のイラク人道復興支援活動武力攻撃事態対処特別委員会での林政府参考人の御答弁でも、上官命令の抗弁の効力には相当制限があるのが国際的な流れだと答弁されておられます。

しかし、例えば、命令に従わなければ生命の危険にさらされていた、非人道的な命令を撤回させたために抵抗したというような事実が証明された場合であつても、そのような事情を考慮し、上官の命令に従つて集団殺人罪やあるいは人道に対する罪の実行に関与してしまった兵士の刑罰を軽くすることは認められないと解釈することは、正義に反することは一切ないとお考えになりますでしょうか。ちょっと、大変持つて回つた言い方で申し訳ないんですけど、法務大臣の御意見を聞かせていただけたらと思います。

○國務大臣(古川禎久君) 大変恐縮でございますが、国際法の解釈や適用に關わる事柄でございますから、お尋ねに法務大臣としてお答えをすることは差し控えたいと存じます。

○嘉田由紀子君 今日、外務省さんにお願いしたが、国際法の解釈や適用に關わる事柄でございますから、お尋ねに法務大臣としてお答えをすることは差し控えたいと存じます。

○國務大臣(古川禎久君) 大変恐縮でございますが、国際法の解釈や適用に關わる事柄でございますから、お尋ねに法務大臣としてお答えをすることは差し控えたいと存じます。

ただ一方で、今回、ウィッシュマさんの問題、そしてビデオを見せていただきおりまして、あそ

刑法等の一部を改正する法律案に対する修正案

刑法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条の前に「(改正)」及び同条を削る。

第二条に見出しとして「(刑法の一部改正)」を付し、同条中「刑法」の下に「明治二十年法律第四十

五号」を加える。

第一条中第十二条に「項を加える改正規定、第十六条の改正規定及び第一百二十二条の改正規定を削り、

第二条を第三条とする。

第三条を第二条とする。

第四条の前の見出しを削り、同条を第三条とし、同条の前に見出しとして「(刑事取容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正)」を付する。

第五条のうち第七十四条の改正規定中「」を削り、「第八十五条第一項各号」を「第八十六条第一項各号」を「第八十七条第一項各号」に改める。

第五条のうち第八十四条の改正規定中「削り」の下に「「行わせ」を「行う機会を与へ」に改め」を加える。

第五条のうち第五十三条の改正規定のうち同条中「長は、」の下に「受刑者が希望するときは、その」を加え、「場合には、」を削り、「行わせるもの」を「行う機会を与えるもの」に改める。

第五条のうち第一百八十八条の改正規定のうち同条第二項中「第九十二条に規定する作業を怠り、又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、第五条を第四条とする。

第六条の前の見出しを削り、同条を第五条とし、同条の前に見出しとして「(更生保護法の一部改正)」を付し、第七条を第六条とする。

第六条の前の見出しを削り、「同条を第七条とし、同条の前に見出しとして「(更生保護事業法の一部改正)」を付し、第七条を第八条とし、第十条を第九条とする。

第六条の前の見出しを削り、「同条を第七条とし、同条の前に見出しとして「(少委鑑別所法の一部改正)」を付し、第十一条を第十二条とする。

附則第一項たゞ書を次のように改め、同項各号を削る。

ただし、第二条、第五条、第七条、第九条(少年院法第一条第三号、第二条第一号、第五条第一項第四号、第五条第二項ただし書及び第五条第七号第一項の改正規定を除く)及び第十条の規定は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則第三項を削る。

六月八日本委員会に左の案件が付託された。

一、裁判所の人的・物的充実に関する請願(第一

一八〇三号)(第一八〇四号)(第一八〇五号)

一、治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制

定に関する請願(第一八三三号)

一、裁判所の人的・物的充実に関する請願(第

一八三四号)(第一八三五号)(第一八三六号)

(第一八九三号)(第一八九四号)

一、治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制

定に関する請願(第一九〇三号)

一、裁判所の人的・物的充実に関する請願(第

一九一七号)

一、治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制

定に関する請願(第一九七二号)

一、裁判所の人的・物的充実に関する請願(第

一九七三号)(第二〇四六号)

一、治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制

定に関する請願(第二〇八七号)(第二一八八

号)

一、裁判所の人的・物的充実に関する請願(第

二二九一号)(第二二九〇号)(第二二九一号)

一、性的同意を明記する刑法改正に関する請願(第二二三三二号)

(第二二三三三号)(第二二三三四号)(第二二三五

号)(第二二三三六号)(第二二三三七号)(第二二三

八号)(第二二三三九号)(第二二三三〇号)(第二二三

三号)(第二二三三三号)(第二二三三三号)(第二

三三四号)(第二二三三五号)

い国会の対応が求められる。
については、次の事項について実現を図られた
い。

一、選択的夫婦別姓の導入など、直ちに民法を改
正すること。

第一九〇六号 令和四年五月三十一日受理

選択的夫婦別姓の導入など一日も早い民法改正を
求める事項に関する請願

請願者 大阪府吹田市 西原明美 外三千
八百四十五名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第一九〇五号と同じである。

第一九〇七号 令和四年五月三十一日受理

選択的夫婦別姓の導入など一日も早い民法改正を
求める事項に関する請願

請願者 大阪府吹田市 三河ちひろ 外三
千八百四十五名

紹介議員 伊藤 岳君

この請願の趣旨は、第一九〇五号と同じである。

第一九〇八号 令和四年五月三十一日受理

選択的夫婦別姓の導入など一日も早い民法改正を
求める事項に関する請願

請願者 大阪府吹田市 佐川和子 外三千
八百四十五名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一九〇五号と同じである。

第一九〇九号 令和四年五月三十一日受理

選択的夫婦別姓の導入など一日も早い民法改正を
求める事項に関する請願

請願者 大阪府吹田市 米谷ひとみ 外三
千八百四十五名

紹介議員 岩渕 友君

この請願の趣旨は、第一九〇五号と同じである。

第一九一〇号 令和四年五月三十一日受理

選択的夫婦別姓の導入など一日も早い民法改正を
求める事項に関する請願

請願者 大阪府吹田市 松下愛子 外三千
八百四十五名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一九〇五号と同じである。
第一九一〇号 令和四年五月三十一日受理

選択的夫婦別姓の導入など一日も早い民法改正を
求める事項に関する請願

請願者 大阪府吹田市 山根紬 外三千八
百四十五名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一九〇五号と同じである。

選択的夫婦別姓の導入など一日も早い民法改正を
求める事項に関する請願

請願者 大阪府吹田市 西原明美 外三千
八百四十五名

紹介議員 武田 良介君

この請願の趣旨は、第一九〇五号と同じである。

第一九一一号 令和四年五月三十一日受理

選択的夫婦別姓の導入など一日も早い民法改正を
求める事項に関する請願

請願者 大阪府吹田市 德田洋美 外三千
八百四十五名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第一九〇五号と同じである。

第一九一二号 令和四年五月三十一日受理

選択的夫婦別姓の導入など一日も早い民法改正を
求める事項に関する請願

請願者 大阪府吹田市 新地良子 外三千
八百四十五名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一九〇五号と同じである。

第一九一七号 令和四年五月三十一日受理

選択的夫婦別姓の導入など一日も早い民法改正を
求める事項に関する請願

請願者 大阪府吹田市 木下京子 外三千
八百四十五名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一九〇五号と同じである。

第一九二二号 令和四年五月三十一日受理

選択的夫婦別姓の導入など一日も早い民法改正を
求める事項に関する請願

請願者 大阪府吹田市 大森浩子 外三千
八百四十五名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一九〇五号と同じである。

第一九二七号 令和四年五月三十一日受理

選択的夫婦別姓の導入など一日も早い民法改正を
求める事項に関する請願

請願者 大阪府吹田市 木下京子 外三千
八百四十五名

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第一九〇五号と同じである。

第一九二八号 令和四年六月二日受理

治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関
する請願

請願者 東京都練馬区 宮前節子 外二百
九十九名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一二五二号と同じである。

第一九二五号 令和四年五月三十一日受理

選択的夫婦別姓の導入など一日も早い民法改正を
求める事項に関する請願

請願者 大阪府吹田市 大西和子 外三千
八百四十五名

紹介議員 武田 良介君

この請願の趣旨は、第一九〇五号と同じである。

第一九二六号 令和四年五月三十一日受理

選択的夫婦別姓の導入など一日も早い民法改正を
求める事項に関する請願

請願者 大阪府吹田市 新地良子 外三千
八百四十五名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一九〇五号と同じである。

第一九二七号 令和四年五月三十一日受理

選択的夫婦別姓の導入など一日も早い民法改正を
求める事項に関する請願

請願者 大阪府吹田市 木下京子 外三千
八百四十五名

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第一九〇五号と同じである。

第一九二八号 令和四年六月二日受理

治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関
する請願

請願者 東京都葛飾区 村田一昭 外百九
十九名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一二五二号と同じである。

第一九二九号 令和四年六月二日受理

裁判所の人的・物的充実に関する請願

請願者 東京都葛飾区 村田一昭 外百九十九名

紹介議員 有田 芳生君

この請願の趣旨は、第一八〇三号と同じである。

第一九三〇号 令和四年六月二日受理

裁判所の人的・物的充実に関する請願

請願者 滋賀県大津市 古谷道代 外百九十九名

紹介議員 嘉田由紀子君

この請願の趣旨は、第一八〇三号と同じである。

第一九三一号 令和四年六月二日受理

裁判所の人的・物的充実に関する請願

請願者 秋田市 阿部義史 外百九十五名

紹介議員 有田 芳生君

この請願の趣旨は、第一八〇三号と同じである。

第二〇四六号 令和四年六月一日受理

裁判所の人的・物的充実に関する請願

請願者 名古屋市 早川純午 外百九十九
名

紹介議員 安江 伸夫君

この請願の趣旨は、第一八〇三号と同じである。

第二〇八七号 令和四年六月一日受理

治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関
する請願

請願者 東京都八王子市 内藤良一 外二
百九十九名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第一二五二号と同じである。

第二二八八号 令和四年六月二日受理

治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関
する請願

請願者 東京都練馬区 宮前節子 外二百
九十九名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一二五二号と同じである。

第二二九〇号 令和四年六月二日受理

裁判所の人的・物的充実に関する請願

請願者 東京都葛飾区 村田一昭 外百九
十九名

紹介議員 有田 芳生君

この請願の趣旨は、第一八〇三号と同じである。

第二二九一号 令和四年六月二日受理

裁判所の人的・物的充実に関する請願

請願者 川崎市 中島邦雄 外百九十九名

紹介議員 真山 勇一君

この請願の趣旨は、第一八〇三号と同じである。

第二二九二号 令和四年六月二日受理

裁判所の人的・物的充実に関する請願

請願者 滋賀県大津市 古谷道代 外百九十九名

紹介議員 嘉田由紀子君

この請願の趣旨は、第一八〇三号と同じである。

第二二九三号 令和四年六月二日受理

裁判所の人的・物的充実に関する請願

請願者 秋田市 阿部義史 外百九十五名

紹介議員 有田 芳生君

この請願の趣旨は、第一八〇三号と同じである。

紹介議員 寺田 静君
この請願の趣旨は、第一八〇三号と同じである。

第三三三二号 令和四年六月二日受理
裁判所の人的・物的充実に関する請願
請願者 長野県下伊那郡阿智村 外百九十九名

紹介議員 杉尾 秀哉君
この請願の趣旨は、第一八〇三号と同じである。

第三三三三号 令和四年六月二日受理
性的同意を明記する刑法改正に関する請願
請願者 大阪府摂津市 榎木勝子 外三千四百五十五名

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第二三三三三号と同じである。

第三三三六号 令和四年六月二日受理
性的同意を明記する刑法改正に関する請願
請願者 大阪市 若林幸子 外三千八百四十五名

紹介議員 岩渕 友君
この請願の趣旨は、第二三三三三号と同じである。

第三三三七号 令和四年六月二日受理
性的同意を明記する刑法改正に関する請願
請願者 大阪府吹田市 木津ひとみ 外三千八百四十五名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第二三三三三号と同じである。

第三三三三号 令和四年六月二日受理
性的同意を明記する刑法改正に関する請願
請願者 大阪府高石市 長崎美都 外三千八百四十五名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第二三三三三号と同じである。

第三三三八号 令和四年六月二日受理
性的同意を明記する刑法改正に関する請願
請願者 大阪府高石市 中川晶子 外三千八百四十五名

紹介議員 武田 良介君
この請願の趣旨は、第二三三三三号と同じである。

第三三三四号 令和四年六月二日受理
性的同意を明記する刑法改正に関する請願
請願者 大阪府高槻市 市川寛子 外三千八百四十五名

紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第二三三三三号と同じである。

第三三三九号 令和四年六月二日受理
性的同意を明記する刑法改正に関する請願
請願者 大阪府高石市 泉本直美 外三千八百四十七名

紹介議員 倉林 明子君
この請願の趣旨は、第二三三三三号と同じである。

第三三三〇号 令和四年六月二日受理
性的同意を明記する刑法改正に関する請願
請願者 大阪府高槻市 吉田智恵 外三千八百四十五名

紹介議員 伊藤 岳君
この請願の趣旨は、第二三三三三号と同じである。

請願者 堺市 奥田雅子 外三千八百四十
この請願の趣旨は、第二三三三三号と同じである。

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第二三三三三号と同じである。

第三三三五号 令和四年六月二日受理
性的同意を明記する刑法改正に関する請願
請願者 神戸市 水野利子 外三千八百四十五名

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第二三三三三号と同じである。

第三三三六号 令和四年六月二日受理
性的同意を明記する刑法改正に関する請願
請願者 大阪府高石市 村上ゆき 外三千八百四十五名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第二三三三三号と同じである。

第三三三七号 令和四年六月二日受理
性的同意を明記する刑法改正に関する請願
請願者 大阪府高石市 中川晶子 外三千八百四十五名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第二三三三三号と同じである。

第三三三三号 令和四年六月二日受理
性的同意を明記する刑法改正に関する請願
請願者 大阪府高石市 長崎美都 外三千八百四十五名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第二三三三三号と同じである。

第三三三八号 令和四年六月三日受理
民法・戸籍法の差別的規定の廃止・法改正を求めることに関する請願
請願者 福岡市 岡多恵子 外五十名

紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第一一三四号と同じである。

第三三三九号 令和四年六月三日受理
民法・戸籍法の差別的規定の廃止・法改正を求めることに関する請願
請願者 島根県出雲市 吉井紀子 外二百二十九名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第二三三三三号と同じである。

第三三三五号 令和四年六月三日受理
民法・戸籍法の差別的規定の廃止・法改正を求めることに関する請願
請願者 堺市 泉谷潤哉 外百九十九名

紹介議員 石川 博崇君
この請願の趣旨は、第二三三三三号と同じである。

第三三三六号 令和四年六月三日受理
民法・戸籍法の差別的規定の廃止・法改正を求めることに関する請願
請願者 堺市 堀野ひろみ 外三百八百四十五名

紹介議員 山添 拓君
この請願の趣旨は、第二三三三三号と同じである。

第三三三七号 令和四年六月三日受理
民法・戸籍法の差別的規定の廃止・法改正を求めることに関する請願
請願者 堺市 泉谷潤哉 外百九十九名

紹介議員 倉林 明子君
この請願の趣旨は、第二三三三三号と同じである。

第三三三八号 令和四年六月三日受理
民法・戸籍法の差別的規定の廃止・法改正を求めることに関する請願
請願者 堺市 泉谷潤哉 外百九十九名

紹介議員 伊藤 岳君
この請願の趣旨は、第二三三三三号と同じである。

六月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、民法・戸籍法の差別的規定の廃止・法改正を求めることに関する請願(第三八二号)

一、裁判所の人的・物的充実に関する請願(第三八二号)

一、選択的夫婦別姓の導入など民法・戸籍法の改正に関する請願(第二五三〇号)

一、裁判所の人的・物的充実に関する請願(第二五七九号)

一、再審法の改正に関する請願(第二五八〇号)
(第二五八二号)

一、民法・戸籍法の差別的規定の廃止・法改正を求めることに関する請願(第二五八〇号)

一、民法・戸籍法の差別的規定の廃止・法改正を求めることに関する請願(第二五八一号)

一、民法・戸籍法の差別的規定の廃止・法改正を求めることに関する請願(第二五八二号)

一、民法・戸籍法の差別的規定の廃止・法改正を求めることに関する請願(第二五八三号)

一、民法・戸籍法の差別的規定の廃止・法改正を求めることに関する請願(第二五八四号)

一、民法・戸籍法の差別的規定の廃止・法改正を求めることに関する請願(第二五八五号)

一、民法・戸籍法の差別的規定の廃止・法改正を求めることに関する請願(第二五八六号)

一、民法・戸籍法の差別的規定の廃止・法改正を求めることに関する請願(第二五八七号)

一、民法・戸籍法の差別的規定の廃止・法改正を求めることに関する請願(第二五八八号)

一、民法・戸籍法の差別的規定の廃止・法改正を求めることに関する請願(第二五八九号)

一、民法・戸籍法の差別的規定の廃止・法改正を求めることに関する請願(第二五九〇号)

一、民法・戸籍法の差別的規定の廃止・法改正を求めることに関する請願(第二五九一号)

一、民法・戸籍法の差別的規定の廃止・法改正を求めることに関する請願(第二五九二号)

一、民法・戸籍法の差別的規定の廃止・法改正を求めることに関する請願(第二五九三号)

一、民法・戸籍法の差別的規定の廃止・法改正を求めることに関する請願(第二五九四号)

一、民法・戸籍法の差別的規定の廃止・法改正を求めることに関する請願(第二五九五号)

<p>請願者 愛知県豊橋市 原田愛子 外十三 紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第一二八〇号と同じである。</p> <p>裁判所の人的・物的充実に関する請願 請願者 山梨県甲府市 曾田優治 外百九 十九名</p> <p>紹介議員 宮沢 由佳君 この請願の趣旨は、第一一八〇三号と同じである。</p> <p>第二五八〇号 令和四年六月六日受理 再審法の改正に関する請願 請願者 静岡県焼津市 近藤彰一 外三千 三百六十六名</p> <p>紹介議員 福島みづほ君 罪を犯していない人が誤った捜査・裁判によつて自由を奪われ、仕事や家庭を失い、築き上げてきた人生の全て、甚だしい場合は死刑によつて生命さえ奪われる冤罪は、国家による最大の人権侵害であり、速やかに救済されなければならない。しかし、冤罪事件は後を絶たず、その救済に気の遠くなるような年月が掛かるという実態がある。二〇〇〇年代に入り、足利事件に始まり、東電〇一殺人事件、布川事件、東住吉冤罪事件、松橋事件、湖東記念病院人工呼吸器事件などの重大事件で再審無罪判決が相次いで出された。一方、袴田事件や大崎事件のようによく勝ち取つた再審開始決定が、検察官の不服申立てによって取り消される事件も少なくなく、名張毒ぶどう酒事件に至つては裁判の長期化によって無念の獄死を強いられた。このような再審の状況を踏まえ、日本弁護士連合会は、第六十二回人権擁護大会(一九九年十月)において刑事訴訟法第四編再審(以下「再審法」という)改正を求める決議を全員一致で採択した。また、国民の中からも冤罪犠牲者を早期に救済するために再審法の改正を求める市民運動が起これ、今、地方議会でも再審制度の見直し</p>	<p>を求める意見書などが採択され、新聞各社も社説で再審法改正の必要性を主張するなど、世論が高まっている。冤罪被害者の一刻も早い救済のために、速やかに再審法を改正するよう求めることについては、次の事項について実現を図られたい。</p> <p>一、再審のための全ての証拠を開示すること。 これまで再審無罪となつた冤罪事件のほとんど全てにおいて、検察や警察が無罪方向の証拠を公判に提出せず、隠し続けていたことが明らかになっている。こうした証拠隠しこそ、誤判の最大要因の一つである。被告人に有利な証拠も不利な証拠も明らかにしなければ、事実を正確に認定することはできない。</p> <p>冤罪をなくすためには、証拠を全て開示させる制度が欠かせないことは明らかである。新証拠が求められる再審事件こそ、捜査機関手持ちの全ての証拠の開示が必要である。</p> <p>二、再審開始決定に対する検察の不服申立てを禁止すること。</p> <p>再審開始決定に対しして検察が上訴して取消しを申し立てるのは、いたずらに裁判を長引きさせ、無実の人を苦しめることにしかならない。有罪・無罪は、再審請求審ではなく、その後の再審公判で判断される。仮に検察に再審開始決定に対する不服があつたとしても、この再審公判で主張できる。したがつて再審開始決定自体について、検察に不服申立てを認める必要はない。検察の再審開始決定に対する不服申立ては禁止すべきである。</p> <p>三、再審における手続を整備すること。</p> <p>現行法では、再審請求審をどのような手続で行うのか規定がないに等しく、再審請求人の権利がほとんど保障されていない。裁判所は、再審請求審で弁護人ととの進行協議に応じないまま事件を放置したり、審理が公開されることはなく証拠調べも行わずにいきなり再審請求を棄却する実態がある。したがって、再審の手続を整備し、ルールを作る必要があ</p>
<p>第三部 法務委員会会議録第十七号 令和四年六月十日 【参議院】</p> <p>令和四年八月二十九日作成 参議院事務局 作成者 第一法規株式会社</p>	<p>再審法の改正に関する請願 請願者 福岡県筑紫野市 岡本忠利 外三 千五百六十二名</p> <p>紹介議員 高良 鉄美君 この請願の趣旨は、第二五八〇号と同じである。</p> <p>再審法の改正に関する請願 請願者 福岡県筑紫野市 岡本忠利 外三 千五百六十二名</p> <p>紹介議員 高良 鉄美君 この請願の趣旨は、第二五八〇号と同じである。</p>
	る。